

第2期

御前崎市

子ども・子育て
支援事業計画

令和2年度～令和6年度



御前崎市
マスコットキャラクター
なみまる

未来に輝く子ども
たちを育むまち

おまえざき



御前崎市
マスコットキャラクター
ふうちゃん

御前崎市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	6
5 これまでの取組と評価	6
6 計画の策定体制	11

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯	15
2 少子化の動向	18
3 保育環境・教育環境の状況	24
4 子育て支援事業の提供体制	26
5 ニーズ調査から見られる現状と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	41
2 計画の基本目標	42
3 計画の体系図	43
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	44

第4章 子育て支援事業の展開

1 教育・保育の提供区域設定	49
2 教育・保育の一体的提供について	50
3 スクラムによる園・学校・家庭・地域の教育力の向上	50
4 量の見込みの算出	51
(1) 量の見込みの算出	51
(2) 認定区分	51
(3) 子育てのための施設等利用給付	52
5 教育・保育の量の見込みと確保方策	54
(1) 教育事業【1号認定(3～5歳児)】	54
(2) 保育事業【2号認定(3～5歳児)】	54
(3) 保育事業【3号認定(0～2歳児)】	55

第5章 喜びと安心感を与える子育て支援

1 子どもを産み、育てやすい環境づくり.....	59
2 子どもや母親の健康確保.....	66
3 仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進.....	75

第6章 スクラムで推進する途切れない教育

1 スクラムで推進する御前崎の教育.....	81
2 スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成.....	83
3 スクラムで推進する生涯学習.....	86

第7章 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

1 障がい児・療育施策の充実.....	93
2 児童虐待防止対策の推進.....	97
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	98
4 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備.....	100

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進.....	103
2 計画の実現に向けた役割.....	103
3 計画の進行管理.....	105
4 計画の公表.....	105
5 国・県との連携.....	105

資料編

1 子ども・子育て支援法の抜粋.....	109
2 御前崎市子ども子育て会議条例.....	113
3 御前崎市子ども子育て会議委員名簿.....	115
4 用語解説.....	116



第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

そのため国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

このような状況の中、御前崎市では平成17年度から平成26年度を目標年度とした「御前崎市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長と、育てる喜びを感じつつ安心して子育てができる地域を目指し、まちづくりを進めてきました。子どもや母親を対象とした健診事業や、子育て家庭への独自の助成制度、いち早い認定こども園の開設、保・幼・小・中での教育観の共有等、福祉・教育の両面からの支援事業を展開してまいりました。

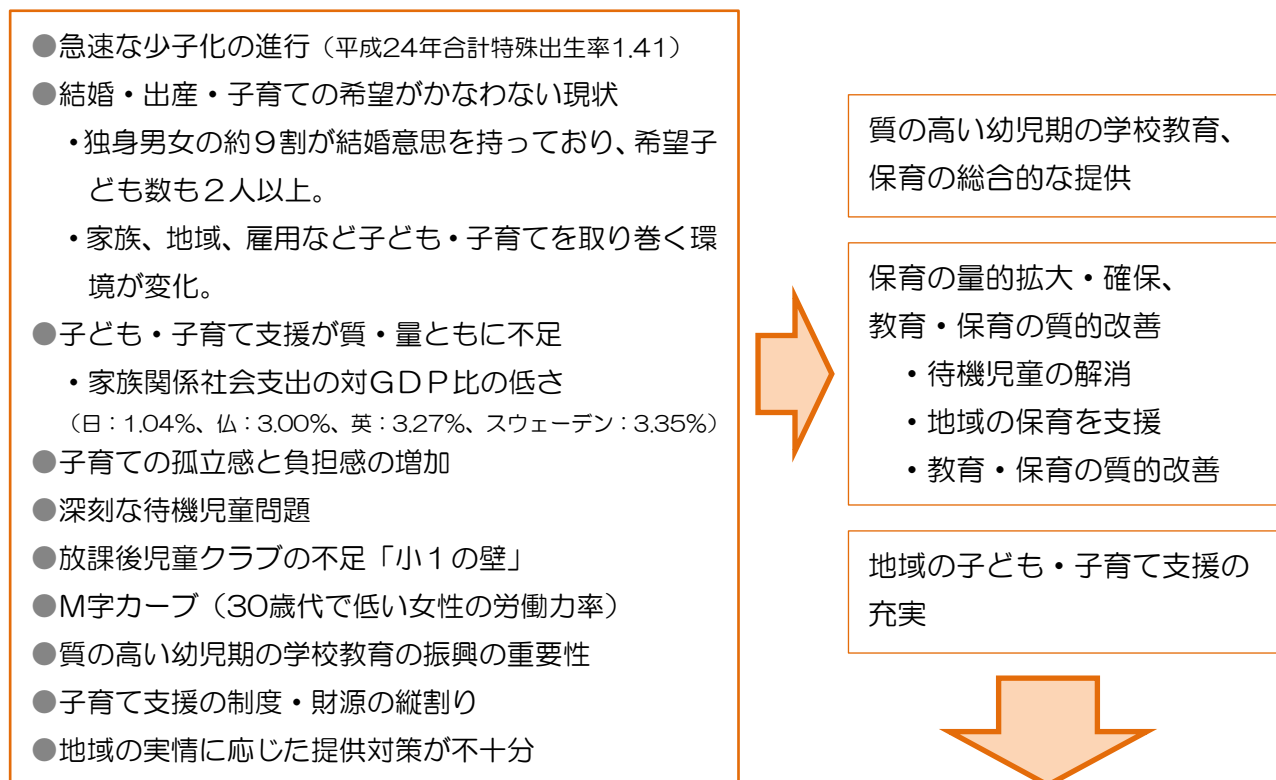
一方、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

本市においては、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画であるのと同時に、「次世代育成支援対策行動計画（後期）」に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画として、平成27年度から令和元年度までの5年を1期とする「御前崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、検証を行ってきました。

また、「第1期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」については、今年度（令和元年度）で計画年度を終えることから、令和2年度からの「第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、御前崎市としての総合的な子ども・子育て支援の在り方について検討していく予定です。

2 計画の背景

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。



これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

3 計画の位置づけ

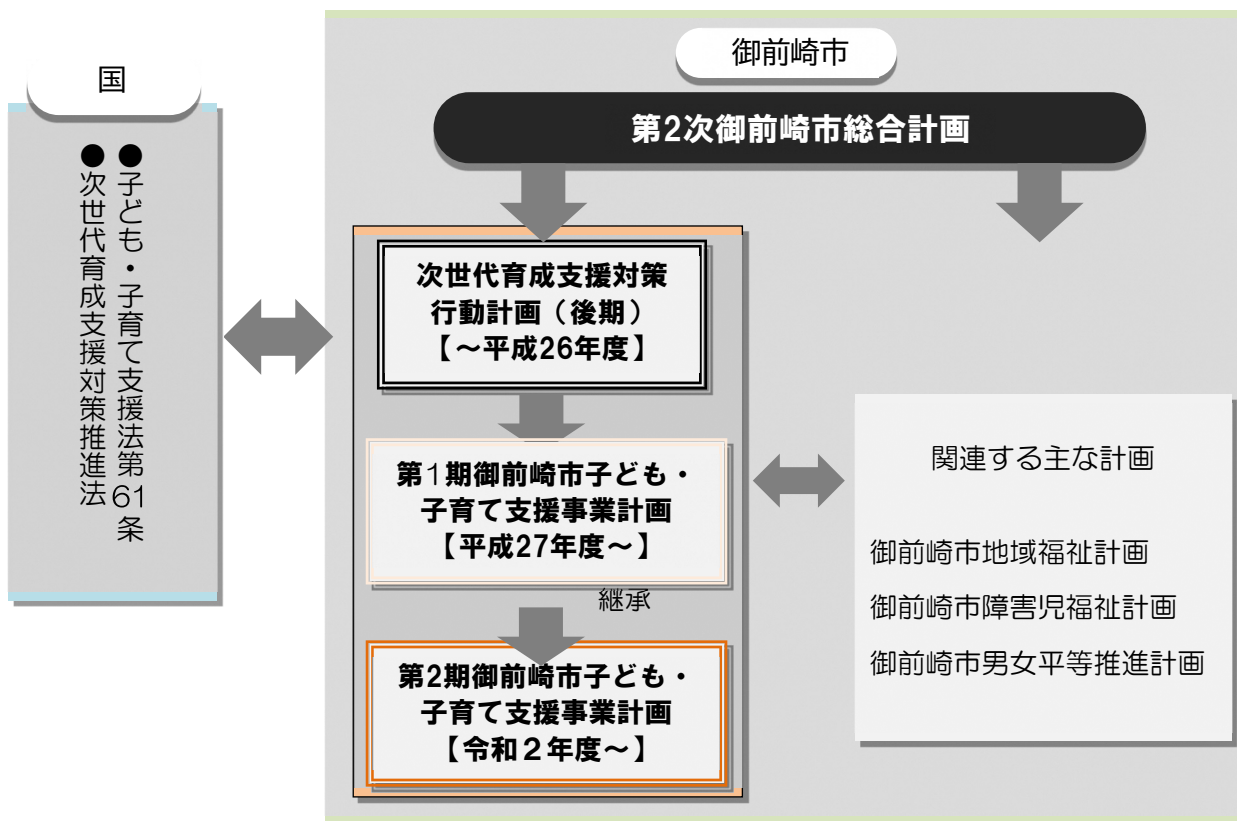
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、「御前崎市総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、関連する他の計画と連携をとりながら策定します。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図表1-1 上位計画、関連法等との関係



4 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第1期子ども子育て支援事業計画											
			第2期子ども子育て支援事業計画								
								(仮称) 第3期計画			

5 これまでの取組と評価

(1) 施策評価の方法

御前崎市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の評価にあたっては、計画に盛り込まれている施策を主体的に実施する担当課が、現状や課題について評価を行いました。

(2) 施策の評価

各施策について、A・B・C・Dの4段階で評価しています。

○子どもを産み、育てやすい環境づくり

主な政策	利用者支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業ほか
現 状	一時預かり事業については利用日数の制限、長期休暇に利用ができないなどニーズに対応できていないこともあり、保育所等の長時間、長期休暇の預かりを希望する世帯が増加している。また、保育所の利用者についても勤務状況により早朝や延長での保育を希望する世帯があるが、現在市内で民間園の1園のみが時間外保育事業を実施している。
評 価	11事業（A評価4 B評価2 C評価5 D評価0）
課 題	今後のニーズを考慮すると、一時預かり事業について利用に関する制限を撤廃できるような体制が必要となる。また、時間外保育についても、公立園での実施が実現できるような体制について検討し子育てしやすい環境づくりに努める必要がある。

○子どもや母親の健康確保

主な政策	妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業ほか
現 状	妊婦健康診査や予防接種事業、子ども医療費助成事業等については、おおむね目標を達成できたことにより、子どもや母親の健康確保に努めている。
評 価	9事業（A 評価6 B 評価3 C 評価0 D 評価0）
課 題	各種事業については、おおむね目標を達成できたため、引き続き妊娠中から出産後まで切れ目のない支援を行えるよう相談体制を維持し、不安を抱える保護者を減らすよう今後も実施方法についての検討が必要である。

○子育て相談・情報提供、親子交流機会の充実

主な政策	親同士の交流や相談の場の充実、育児相談、健康相談の充実ほか
現 状	出張型健康相談の実施、訪問による相談、子育て支援情報の提供を行い、母親の育児不安の軽減、関係機関との連携に努めている。
評 価	4事業（A 評価2 B 評価2 C 評価0 D 評価0）
課 題	引き続き、より多くの子育て世帯の相談等に応じることができるよう気軽に相談できる場や親同士の交流の機会を提供し、関係機関との連携を強化し相談体制の整備に努めていく必要がある。

○仕事と子育ての両立のためのワークライフバランスの推進

主な政策	男女共同参画推進市民会議、男女共同参画出前講座ほか
現 状	市民会議委員による第3次御前崎市男女共同参画行動計画の事業評価を実施し、市の取組みについて進捗状況を把握することで、事業の見直しを行っている。また、講演会やセミナーを通じて市民及び在勤者、事業者等に対し、働き方改革や女性の活躍推進について啓発事業を実施している。
評 価	2事業（A 評価0 B 評価1 C 評価1 D 評価0）
課 題	行動計画の事業評価で出された委員の意見を反映させながら、更なる男女共同参画社会の実現に向け取り組みを行っていく必要がある。また、ワーク・ライフ・バランスの理解を深め、自身の働き方を考えてもらうための講演会、女性活躍を推進するためのセミナー及び御前崎市女性人材バンク登録者のスキルアップ等の実施について検討が必要である。

○生きる力の基礎の育成（乳幼児教育・保育）

主な政策	保育者（教諭・保育士）の資質向上など
現 状	自然や地域人材を生かした体験活動の充実や安心・安全な環境での保育を通して、子どもたちが仲間と元気よく「遊びこむ」ことをめざしている。乳幼児教育の質の向上とともに、子どもたちの豊かな心や愛着関係、人と関わる力を育成している。また、家庭の教育力向上、教諭・保育士の資質向上にも取り組んでいる。
評 価	5事業（A 評価1 B 評価4 C 評価0 D 評価0）
課 題	引き続き未来を担う子どもたちの資質・能力を育成するために、乳幼児期からの教育にもさらに力を入れて事業を推進する必要がある。人材確保と育成にも努めたい。

○生きる力の育成（学校教育）

主な政策	学校の「経営力」「指導力」の向上など
現 状	学校経営力向上のために、校長、教頭の管理職としての資質向上、情報共有を行ったり、教員の授業力の向上をめざした研修を充実させたりしたことで、各学校が特色ある教育活動を展開している。生徒指導体制の確立、学校と地域、市の子育て関係課等と連携体制の構築を図り、スクラムを組んで経営力、指導力、連携力の向上に努めている。
評 価	4事業（A 評価2 B 評価2 C 評価0 D 評価0）
課 題	引き続き学校教育では、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成に向けた授業改善、チーム学校、地域との連携に力を入れて取り組む必要がある。各研修への参加等で教員としてのスキルアップを図り、関係機関との連携について体制を見直すなど、さらなるスクラムの強化に努めたい。

○生涯学習の推進（社会教育）

主な政策	自立心を持った青少年の育成など
現 状	家庭教育学級の推進、声掛け運動・グッドマナー運動、親子工作教室等により自立心を持った青少年の育成に努めた。また、社会教育学級の推進、施設を活用した文化活動の充実、文化祭の開催、綱引き大会、マリンスポーツ体験教室等により生涯学習の基盤充実、文化継承と推進、健康な市民を目指すスポーツの振興の促進に努めている。
評 価	4事業（A 評価0 B 評価4 C 評価0 D 評価0）
課 題	引き続き生涯学習を推進する必要があるため、必要に応じて事業の見直しを行う。また、実状を把握し新たな取り組みについての検討も必要である。

○障がい児・療育施策の充実

主な政策	障がい児福祉サービスの充実など
現 状	障がい児が利用できる福祉サービスの提供、相談体制の充実等により障がい児に療育の機会を提供している。また、新野こどもの里における療育事業により、支援が必要な子どもに対して適切な事業を勧め、その子どもに適した楽しい子育てができるよう支援している。
評 価	11事業（A評価3 B評価7 C評価1 D評価0）
課 題	健診や相談において精神発達等の遅れが心配される子どもについて相談に応じたり、療育教室につなげていますが、会場の問題等で全ての対象者に対応できていないことや、育児への強い不安を抱えている保護者も増えていることから支援方法を検討する必要がある。

○児童虐待防止対策の推進

主な政策	子どもを守るネットワークの充実、児童相談所との連携体制の強化など
現 状	要保護児童等対策地域協議会や児童連絡相談会等により関係機関で虐待の情報を共有している。また、虐待や育児放棄の兆候を見つけた場合は、速やかに関係機関へ通報し子どもを守るために対応している。
評 価	3事業（A評価2 B評価0 C評価1 D評価0）
課 題	家庭児童相談室への相談件数や多種多様な相談内容が増加していることから、引き続き子どもを守るための体制について検討していく必要がある。

○ひとり親家庭等の自立支援の推進

主な政策	児童扶養手当の支給、母子家庭等医療費の助成など
現 状	母子・父子家庭において児童扶養手当等の手当の支給や、医療費の助成により経済的負担を軽減しています。また、母子福祉資金の貸付により修学資金や就学支援資金を貸し付け経済的負担の軽減に努めている。
評 価	7事業（A評価7 B評価0 C評価0 D評価0）
課 題	引き続き対象者への周知、支給手続きを行い自立支援の推進に努める必要がある。

(3) 事業推移

事業名	実施時期	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教育（3～5歳児） ※幼稚園、こども園 （幼稚園部）	見込み値	523人	516人	479人	454人	427人
	実績値	495人	455人	429人	411人	379人
	備考	6園	6園	6園	6園	6園
保育（0歳児） ※保育所、こども園 （保育園部）	見込み値	88人	83人	81人	77人	74人
	実績値	44人	47人	41人	31人	26人
	備考	5園	5園	5園	5園	5園
保育（1，2歳児） ※保育所、こども園 （保育園部）	見込み値	180人	180人	180人	180人	180人
	実績値	156人	165人	164人	175人	196人
	備考	5園	5園	5園	5園	5園
保育（3～5歳児） ※保育所、こども園 （保育園部）	見込み値	308人	304人	282人	267人	252人
	実績値	289人	342人	343人	355人	353人
	備考	5園	5園	5園	5園	5園
一時預かり事業 （在園児対象型） （年延利用人数）	見込み値	3,157人	3,111人	2,896人	2,750人	2,598人
	実績値	1,248人	1,258人	1,000人	870人	866人
	備考					
一時預かり事業 （在園児対象型を除く） （年延利用人数）	見込み値	723人	698人	659人	628人	598人
	実績値	164人	186人	186人	239人	351人
	備考					
時間外保育事業 （延長保育事業） （実利用人数）	見込み値	35人	35人	35人	35人	35人
	実績値	21人	33人	33人	38人	42人
	備考					
病児・病後児保育 ※未実施	見込み値	148人	143人	135人	129人	123人
	実績値	166人	165人	616人	674人	680人
	備考	※登園後の体調不良児を保護者が迎えに来るまで保育する人数を記載				
子育て短期支援事業 ※未実施	見込み値	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	—	—	—	—	—
	備考					
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	見込み値	3,291人	3,105人	2,993人	2,868人	2,769人
	実績値	2,968人	3,377人	3,280人	2,578人	2,300人
	備考	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （登録人数）	見込み値	263人	254人	253人	253人	241人
	実績値	193人	221人	237人	246人	282人
	備考	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
妊婦健診検査	見込み値	280人	280人	280人	280人	280人
	実績値	241人	248人	232人	180人	180人
	備考					
乳児家庭全戸訪問事業	見込み値	280人	280人	280人	280人	280人
	実績値	239人	260人	206人	214人	210人
	備考					

事業名	実施時期	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい児福祉サービスの充実	見込み値	780 人	810 人	840 人	870 人	900 人
	実績値	803 人	821 人	911 人	1,068 人	1,104 人
	備考					
相談体制の充実 (家庭児童相談員)	見込み値	3,281 人	3,181 人	3,081 人	2,981 人	2,881 人
	実績値	3,424 人	2,859 人	2,846 人	3,209 人	3,400 人
	備考					

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童を持つ保護者に対しニーズを把握するために、平成30年12月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 御前崎市子ども子育て会議の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、御前崎市子ども子育て会議を立ち上げ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

受付期間：令和2年1月31日(金)から令和2年2月25日(金)まで

意見総数：メール 0件



第2章



子ども・子育てを取り巻く環境



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

御前崎市の総人口は、平成31年4月1日現在32,541人で、平成27年からゆるやかな減少傾向で推移しています。

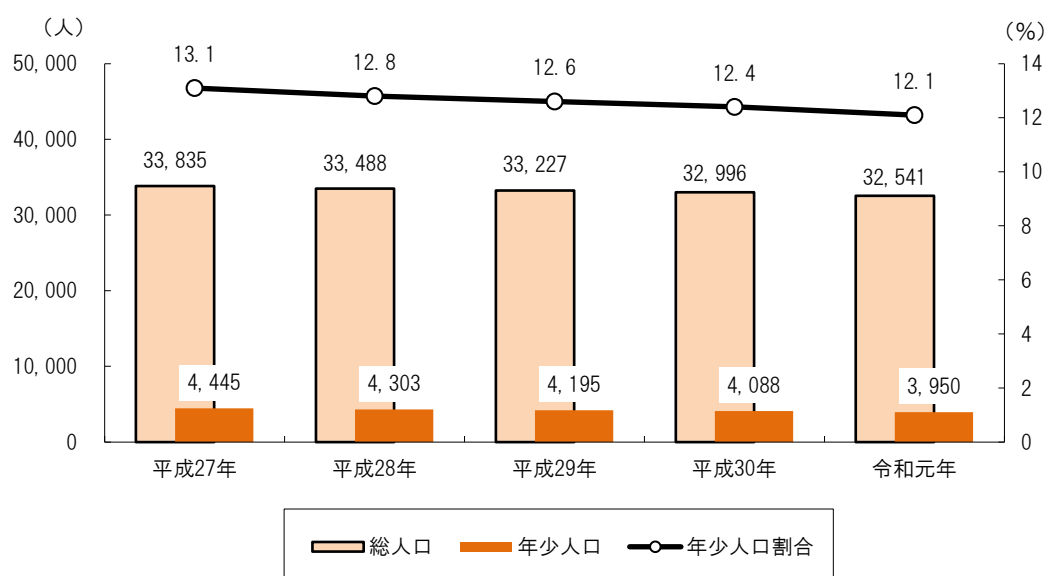
年少人口（15歳未満）は、平成31年4月1日現在3,950人で、平成27年と比較して1,294人の減少となっています。それに伴い年少人口割合も低下傾向で推移し、12.1%となっています。

図表2-1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
総人口	33,835	33,488	33,227	32,996	32,541
年少人口 (15歳未満)	4,445	4,303	4,195	4,088	3,950
年少人口割合	13.1	12.8	12.6	12.4	12.1

資料：御前崎市年齢別統計表 4月1日現在
※「令和元年」は平成31年4月1日を指す



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

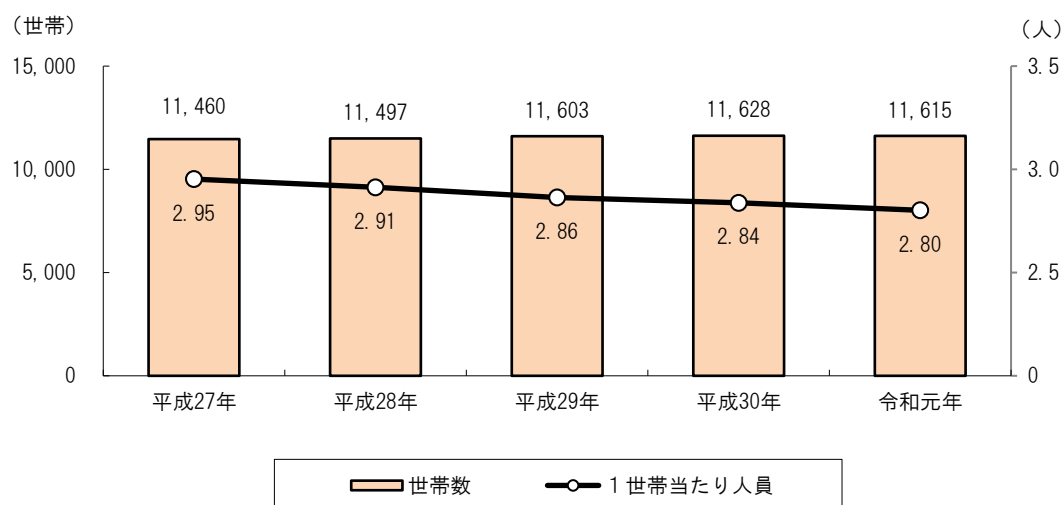
世帯数は、平成27年から増加傾向で推移していましたが、平成31年は前年よりやや減少しています。平成31年4月1日現在、11,615世帯で平成27年と比較して155世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和元年は1世帯あたりの人員は2.8人で核家族化の進行はもとより単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していることがうかがえます。

図表2-2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	33,835	33,488	33,227	32,996	32,541
世帯数	11,460	11,497	11,603	11,628	11,615

資料： 4月1日現在
※「令和元年」は平成31年4月1日を指す



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯（5,531世帯）は、総世帯数（11,332世帯）の48.8%を占めています。「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」世帯が50.0%を占め、「男親と子ども」「女親と子ども」世帯が合わせて16.0%となっています。

図表2-3 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

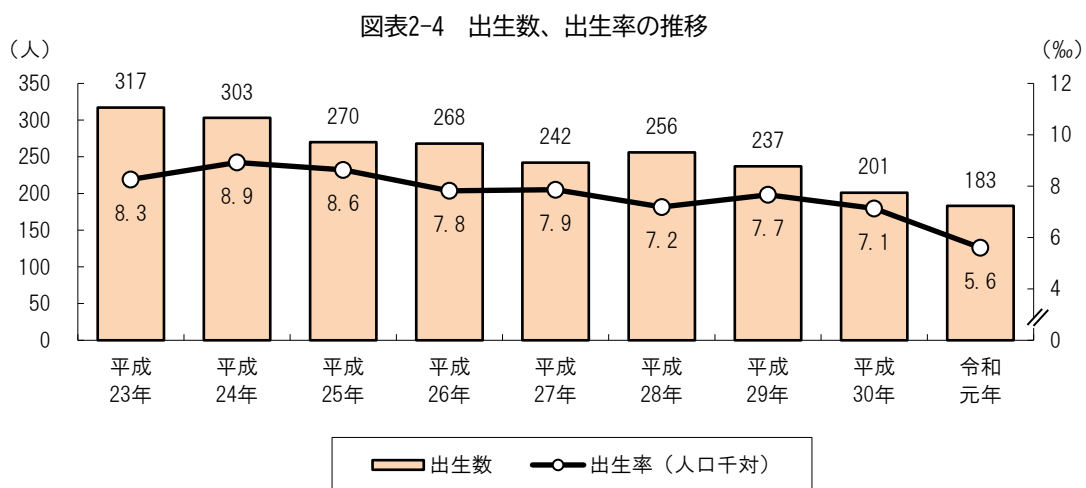
家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	
				6歳未満親族のいる世帯（再掲）	18歳未満親族のいる世帯（再掲）
総数	10,936	11,479	11,332	1,158	2,949
A 親族世帯	8,543	8,520	8,161	1,151	2,927
I 核家族世帯	5,233	5,495	5,531	757	1,771
(1)夫婦のみ	1,575	1,768	1,850		
(2)夫婦と子ども	2,883	2,859	2,765	713	1,546
(3)男親と子ども	136	143	158	1	33
(4)女親と子ども	639	725	758	43	192
II その他の親族世帯	3,310	3,025	2,630	394	1,156
(5)夫婦と両親	198	183	163		
(6)夫婦とひとり親	332	143	389		
(7)夫婦、子どもと両親	957	40	654	137	444
(8)夫婦、子どもとひとり親	862	344	699	69	282
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	36	30	21	-	3
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	155	143	155	27	96
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	90	80	81	26	33
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	465	392	259	129	243
(13)兄弟姉妹のみ	37	39	45		-
(14)他に分類されない親族世帯	178	172	164	6	55
B 非親族世帯	45	106	98	7	21
C 単独世帯	2,348	2,847	2,965		1

資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 出生数と出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は上昇する年もありながらも、全体としては減少傾向にあり、令和元年では183人、出生率（人口千人あたり）は5.6%で近年では最も低い数値となっています。



資料：静岡県人口動態統計

(2) 未婚率の推移と比較(男性)

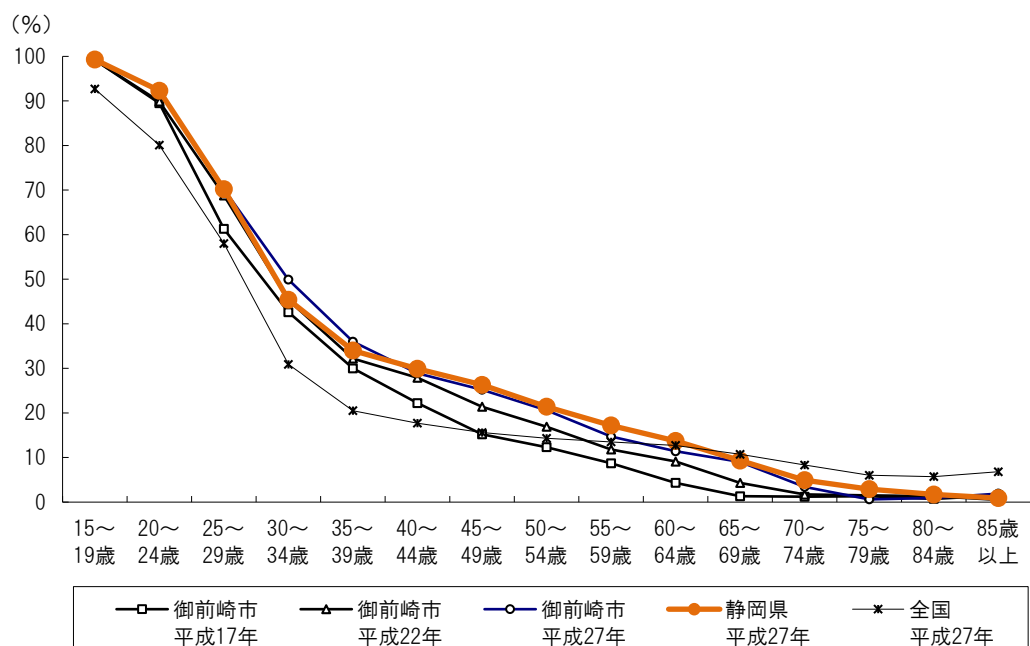
国勢調査によると平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳が49.9%、35～39歳では36.0%となっており、3人に1人は未婚者となっています。また40歳以上では各年代において静岡県に比べると低く推移しています。

図表2-5 未婚率の推移の比較(男性)

単位：%

	御前崎市			静岡県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.2	99.2	99.4	99.3	92.7
20～24歳	89.5	89.9	92.3	92.3	80.1
25～29歳	61.3	68.8	70.2	70.2	58.0
30～34歳	42.6	45.3	49.9	45.4	30.9
35～39歳	30.0	32.2	36.0	34.0	20.5
40～44歳	22.2	27.9	28.9	29.9	17.7
45～49歳	15.2	21.4	25.2	26.3	15.6
50～54歳	12.3	16.9	20.6	21.4	14.3
55～59歳	8.7	11.8	14.7	17.2	13.5
60～64歳	4.3	9.1	11.4	13.7	12.7
65～69歳	1.3	4.3	9.0	9.3	10.7
70～74歳	1.2	1.7	3.4	4.9	8.3
75～79歳	1.3	1.5	0.6	2.9	6.0
80～84歳	0.7	1.3	0.9	1.7	5.7
85歳以上	1.5	0.5	1.9	0.9	6.8

資料：国勢調査



(3) 未婚率の推移と比較（女性）

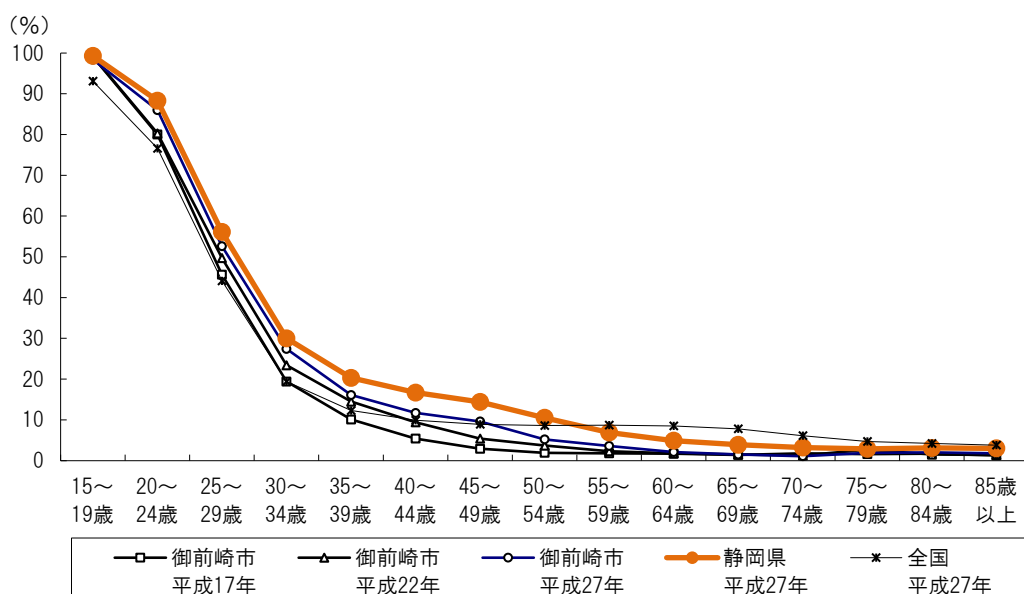
国勢調査によると平成27年時点の女性の未婚率は、25～29歳で52.6%、30～34歳が27.4%となっており、全年齢において静岡県を下回っています。推移でみると特に、30～39歳の未婚率の上昇が顕著で、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表2-6 未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

	御前崎市			静岡県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.1	99.2	98.4	99.3	93.1
20～24歳	80.0	80.3	86.0	88.3	76.6
25～29歳	45.6	49.7	52.6	56.1	44.1
30～34歳	19.4	23.4	27.4	30.0	19.4
35～39歳	10.1	14.5	16.1	20.3	12.3
40～44歳	5.4	9.4	11.7	16.7	9.9
45～49歳	2.9	5.4	9.6	14.4	8.9
50～54歳	1.9	3.7	5.2	10.5	8.6
55～59歳	1.8	2.3	3.6	6.9	8.7
60～64歳	1.7	1.8	2.1	4.9	8.5
65～69歳	1.4	1.5	1.5	3.9	7.8
70～74歳	1.8	1.3	1.1	3.2	6.1
75～79歳	1.6	2.7	1.9	2.9	4.7
80～84歳	1.7	1.5	2.0	3.1	4.2
85歳以上	1.3	1.4	1.8	3.0	3.8

資料：国勢調査



(4) 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

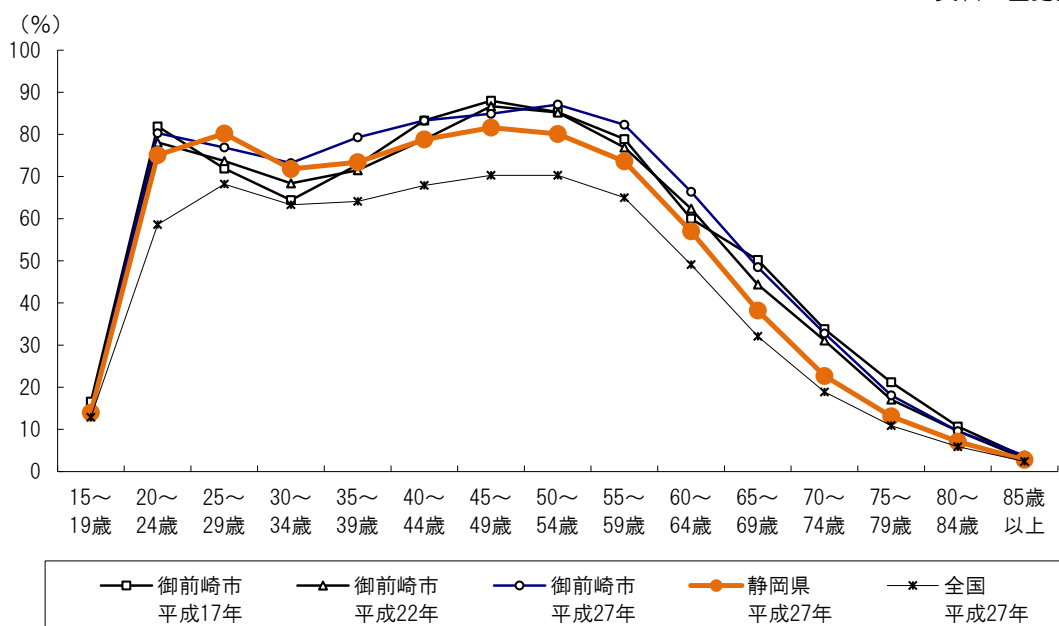
国勢調査によると、平成27年時点の女性の労働力率は、25～29歳では県平均を下まわっていますが、30歳以上では県平均・全国平均を上回っています。特に40～59歳では8割を超えています。平成17年と比較すると40歳代はやや下まわっていますが、他の年齢層で労働力率は高くなっています。

図表2-7 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

単位：%

	御前崎市			静岡県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	16.6	14.0	14.5	14.0	12.9
20～24歳	81.9	78.1	80.3	75.1	58.6
25～29歳	71.9	73.7	76.9	80.2	68.2
30～34歳	64.4	68.4	73.2	71.8	63.3
35～39歳	72.8	71.5	79.3	73.4	64.1
40～44歳	83.3	78.8	83.3	78.8	67.9
45～49歳	88.0	86.7	84.9	81.6	70.3
50～54歳	85.3	85.2	87.1	80.1	70.3
55～59歳	78.9	76.9	82.3	73.6	65.0
60～64歳	60.0	62.4	66.4	57.0	49.1
65～69歳	50.2	44.4	48.5	38.2	32.1
70～74歳	33.8	31.1	32.8	22.7	18.9
75～79歳	21.2	17.1	18.1	13.1	10.9
80～84歳	10.7	9.6	9.6	7.1	5.9
85歳以上	3.5	3.1	3.8	2.8	2.4

資料：国勢調査



(5) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、平成23年までと平成27年では30～34歳での出生数が最も多い状況でしたが、それ以外では25～29歳での出生数が最も多くなっています。

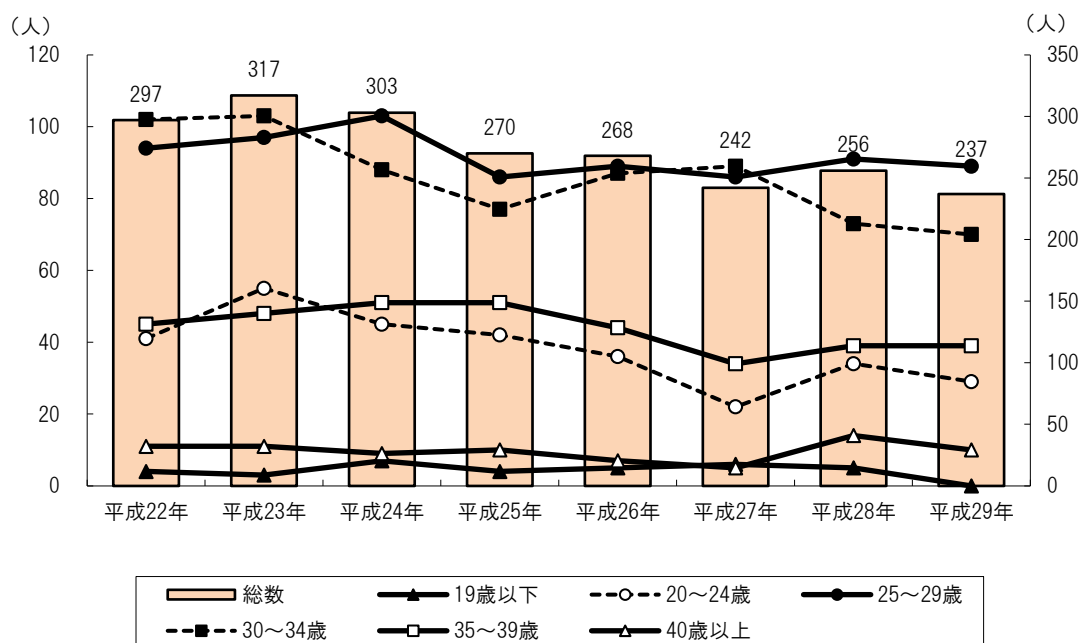
20～24歳は、平成25年までは40人以上の出生数でしたが、平成26年以後減少傾向にあります。

図表2-8 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総数	297	317	303	270	268	242	256	237
19歳以下	4	3	7	4	5	6	5	0
20～24歳	41	55	45	42	36	22	34	29
25～29歳	94	97	103	86	89	86	91	89
30～34歳	102	103	88	77	87	89	73	70
35～39歳	45	48	51	51	44	34	39	39
40歳以上	11	11	9	10	7	5	14	10

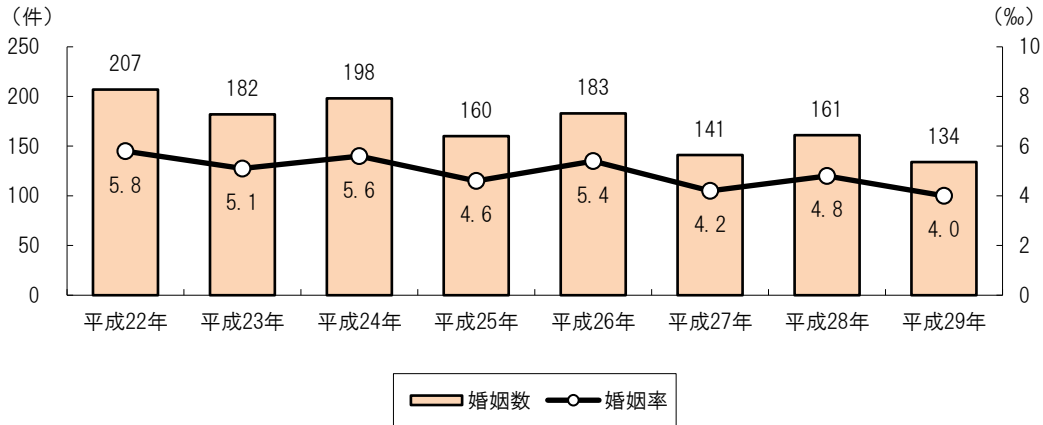
資料：静岡県人口動態統計



(6) 婚姻数の推移

婚姻数は、平成24年以降最も多かったのは平成24年の198件で、これに平成26年の183件が続いています。

図表2-9 婚姻数の推移

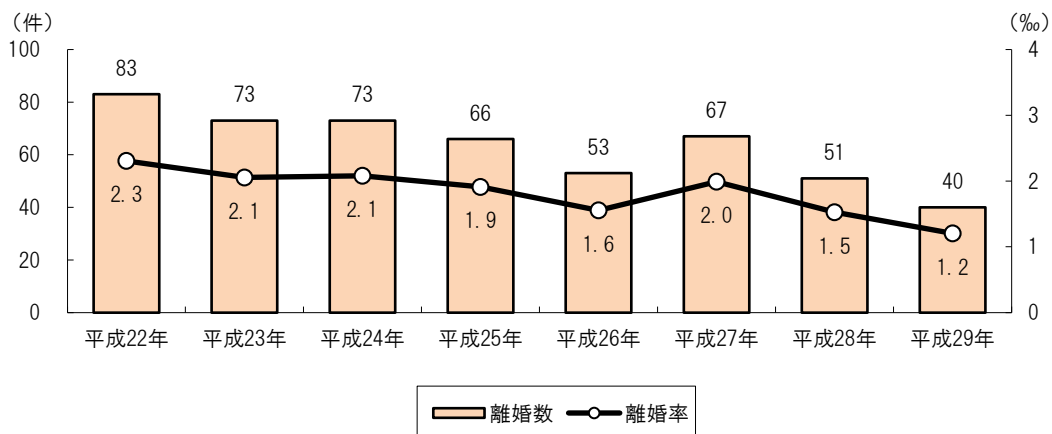


資料：静岡県人口動態統計

(7) 離婚数の推移

離婚数は、平成24年以降最も多かったのは平成24年の73件で、これに平成27年の67件が続いています。

図表2-10 離婚数の推移



資料：静岡県人口動態統計

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数

① 認可保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	18	81	97	92	92	102	482
平成27年度	13	68	94	96	101	93	465
平成28年度	14	86	85	117	105	109	516
平成29年度	18	81	92	101	122	115	529
平成30年度	22	80	92	130	108	124	556
令和元年度	16	93	97	106	127	115	554

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

② 認証保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成26年度	—	—	—	0
平成27年度	—	—	—	0
平成28年度	—	—	—	0
平成29年度	—	—	—	0
平成30年度	—	—	—	0
令和元年度	—	—	—	0

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

③ 家庭福祉員

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成26年度	—	—	—	0
平成27年度	—	—	—	0
平成28年度	—	—	—	0
平成29年度	—	—	—	0
平成30年度	—	—	—	0
令和元年度	—	—	—	0

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

(2) 保育所待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	5	11	7	0	0	0	23
令和元年度	1	5	5	0	0	0	11

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

(3) 公立幼稚園の入園児童数

単位：人

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成26年度	—	—	—	0
平成27年度	150	168	160	478
平成28年度	136	146	160	442
平成29年度	141	127	136	404
平成30年度	116	140	130	386
令和元年度	109	113	132	354

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

(4) 学童保育所入所児童数

単位：人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成26年度	70	38	32	—	—	—	140
平成27年度	72	61	35	21	1	0	190
平成28年度	76	68	49	18	8	1	220
平成29年度	82	73	42	35	7	1	240
平成30年度	77	79	55	21	10	4	246
令和元年度	96	78	65	31	7	4	281

各年度4月1日現在

※「令和元年度」は平成31年4月1日を指す

※平成27年度から6年生までの受入を始めた

4 子育て支援事業の提供体制

図表2-14 子育て支援事業の提供体制（令和元年度）

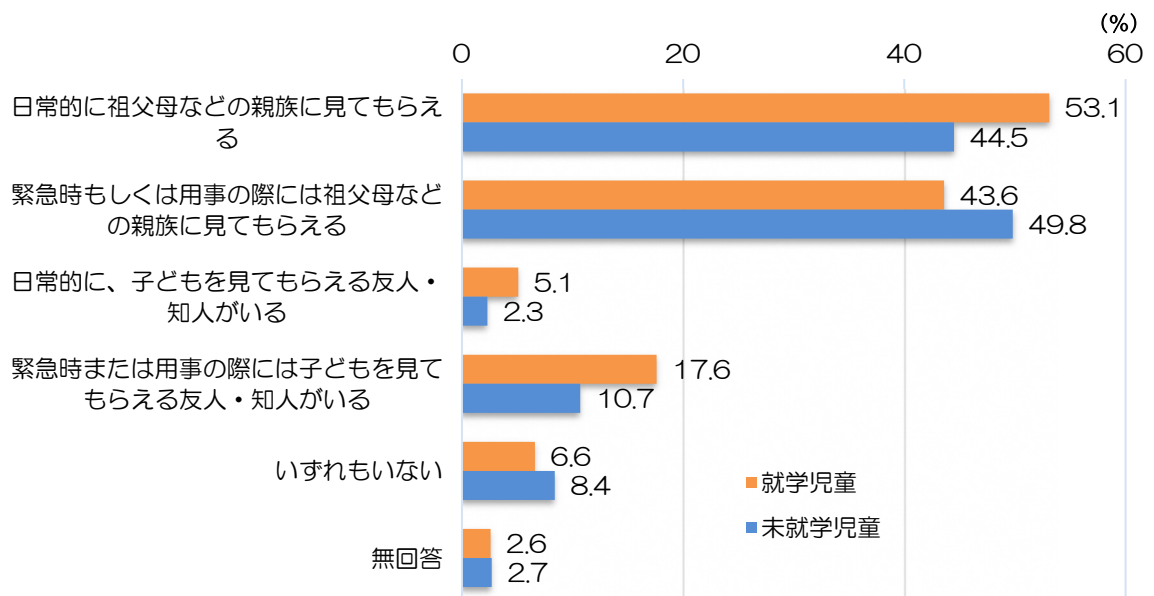
子育て支援サービス事業名	施設数等（か）	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業		
幼稚園	3	300
認定こども園	3	475
2 幼児期の保育事業		
認可保育所	3	330
家庭的保育	0	—
居宅訪問型保育	0	—
事業所内保育所	0	—
本市認証・認定の保育所	0	—
認可外保育施設	0	—
3 地域の子育て支援事業		
子育て短期支援事業	0	—
地域子育て支援拠点事業	5	—
一時預かり事業	5	—
病児・病後児保育事業	0	—
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	1	—
放課後児童クラブ（学童保育）	5	290

5 ニーズ調査から見られる現状と課題

(1) 日頃、子どもを見てもらえる人はいるか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が49.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が44.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」の割合が10.7%となっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

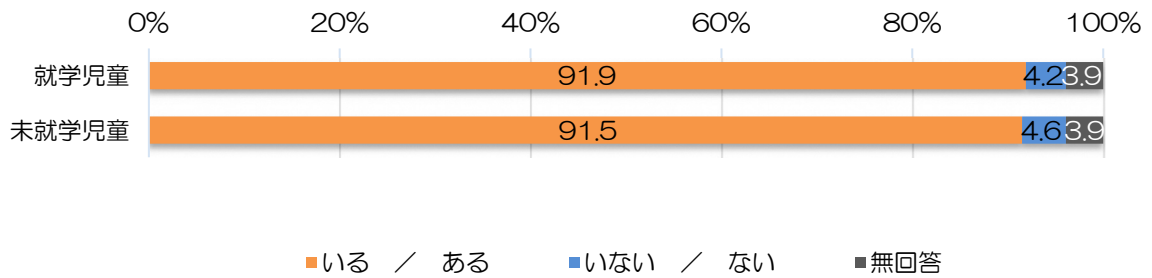
図表2-15 子どもの面倒を見てくれる人



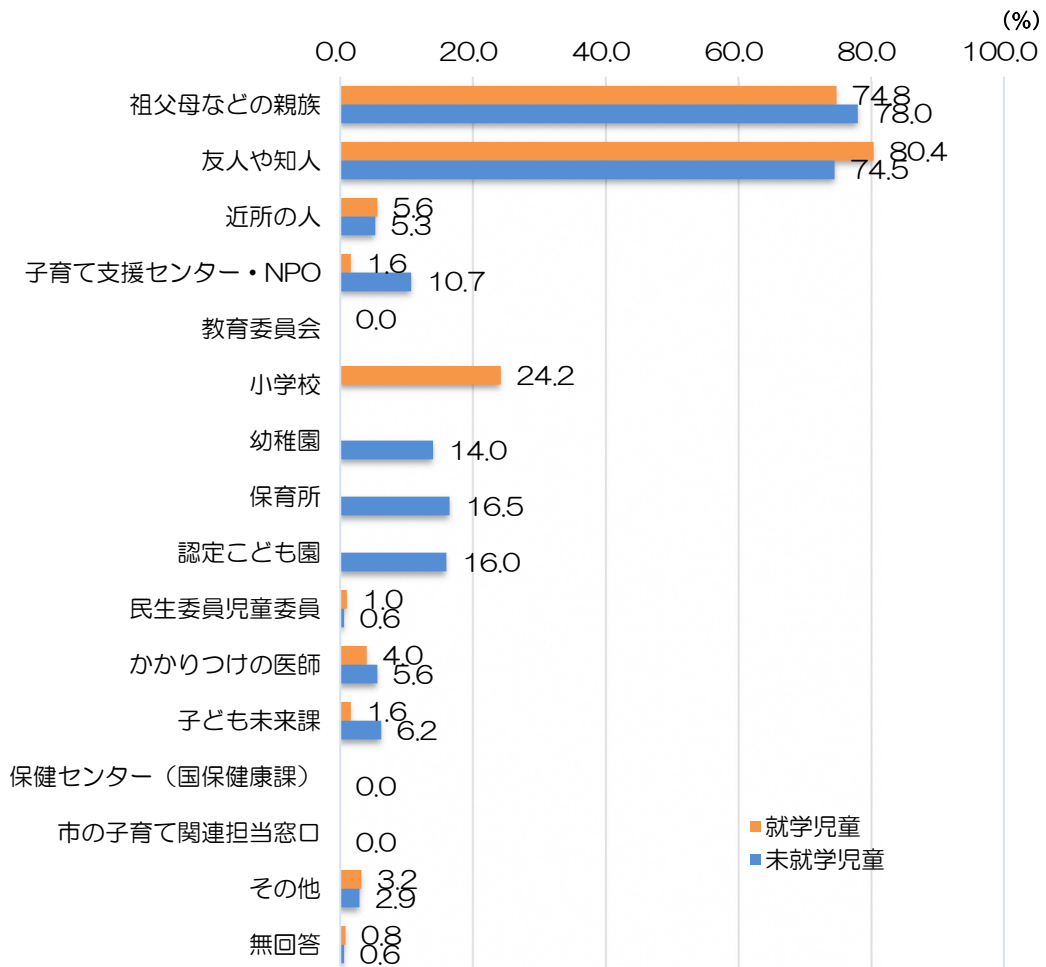
(2) 子育てについて気軽に相談できる人はいるか

就学児童は、相談できる人がいたり、相談先がある人の割合は91.9%、未就学児童は91.5%となっています。小さい子どもを抱える母親へのフォローが必要です。

図表2-16 相談できる先があるか



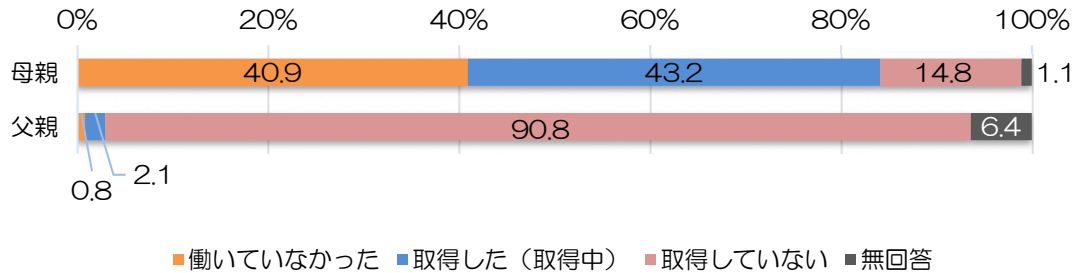
図表2-17 具体的な相談先



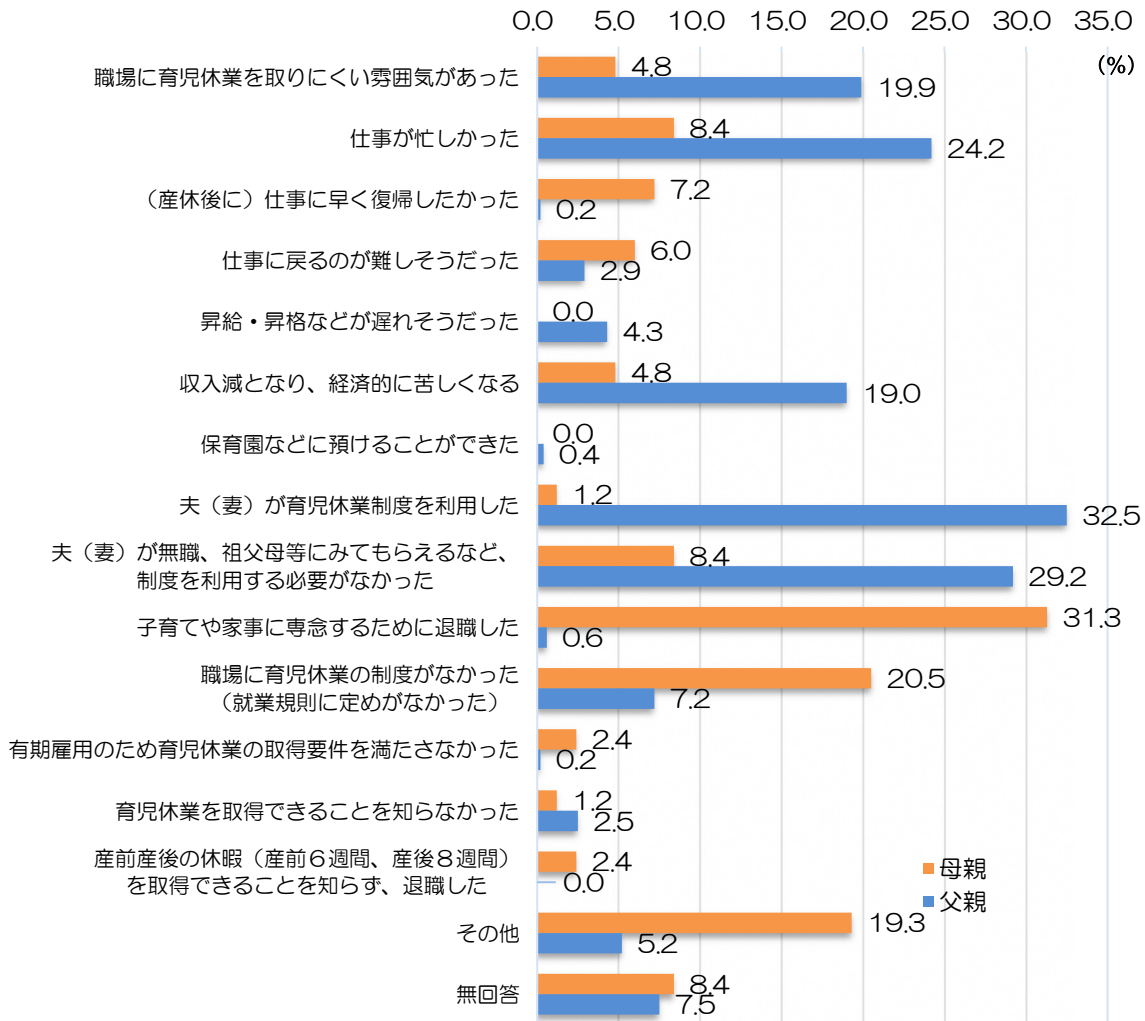
(3) 育児休業の取得状況、取得しない理由

母親は、「取得した（取得中である）」の割合が43.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.9%、「取得していない」の割合が14.8%となっています。父親は「取得していない」の割合が90.8%と最も高くなっています。

図表2-18 育児休業の取得経験

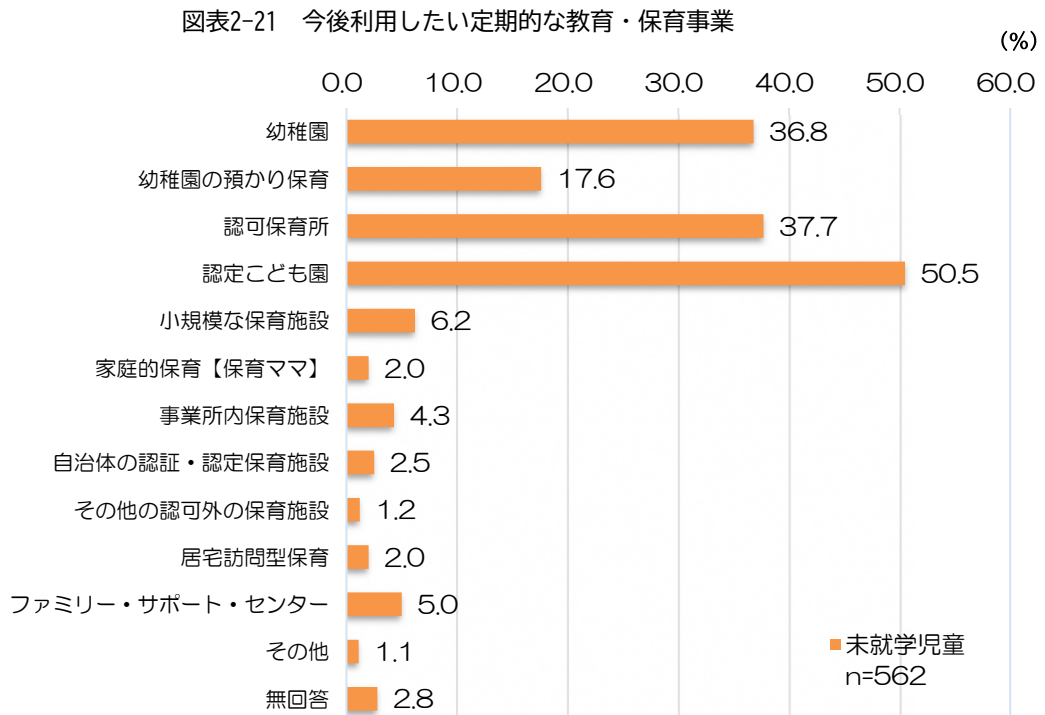
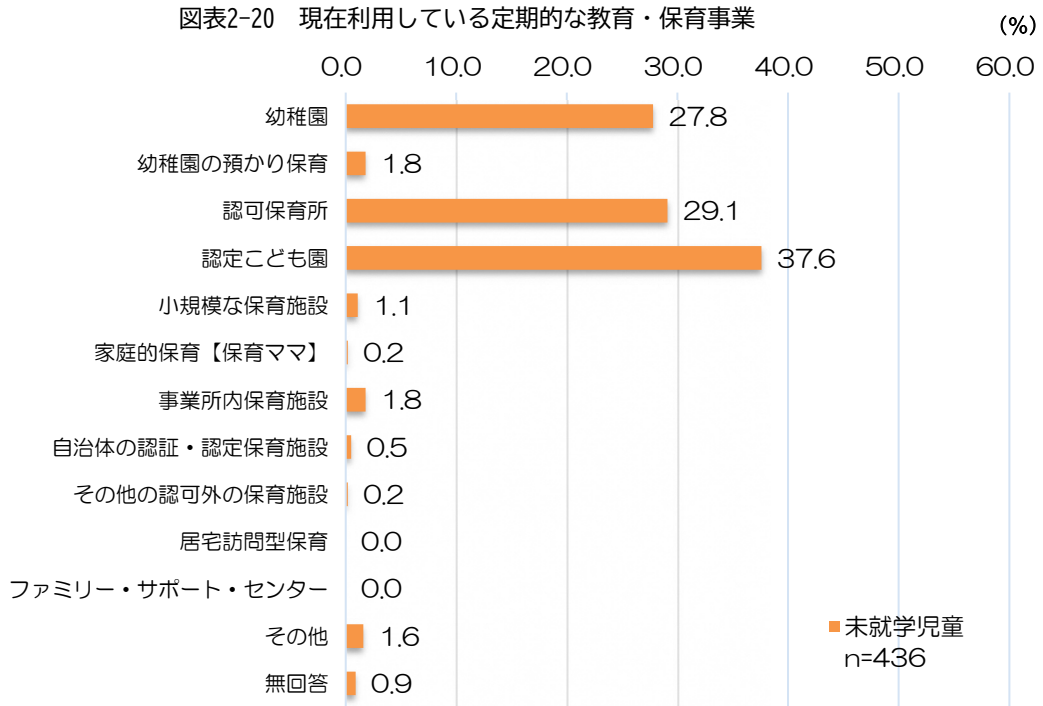


図表2-19 取得しない理由



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、今後の利用希望

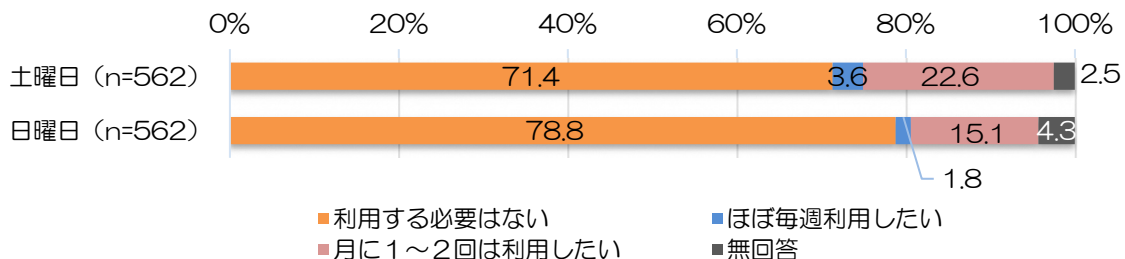
現在利用している定期的教育・保育事業は、「認定こども園」の割合が37.6%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が29.1%、「幼稚園」の割合が27.8%となっていますが、今後利用したいものをみると、「幼稚園の預かり保育」が17.6%で大きく伸びています。



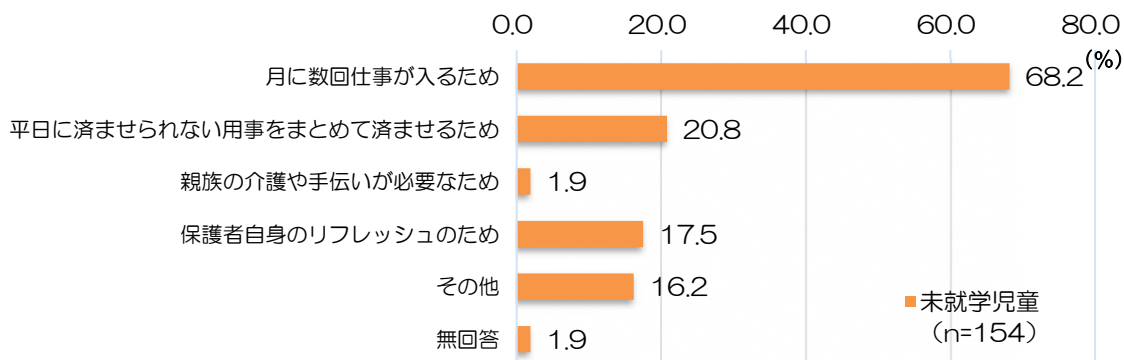
(5) 休日の定期的な教育・保育事業の利用状況、今後の利用希望

土曜日・日曜日ともに「利用する必要はない」という回答が最も多く、7割を超えています。土曜日に関しては、「月に1～2回は利用したい」という回答が22.6%ありました。

図表2-22 休日の定期的教育・保育事業の利用状況



図表2-23 たまに利用したい理由

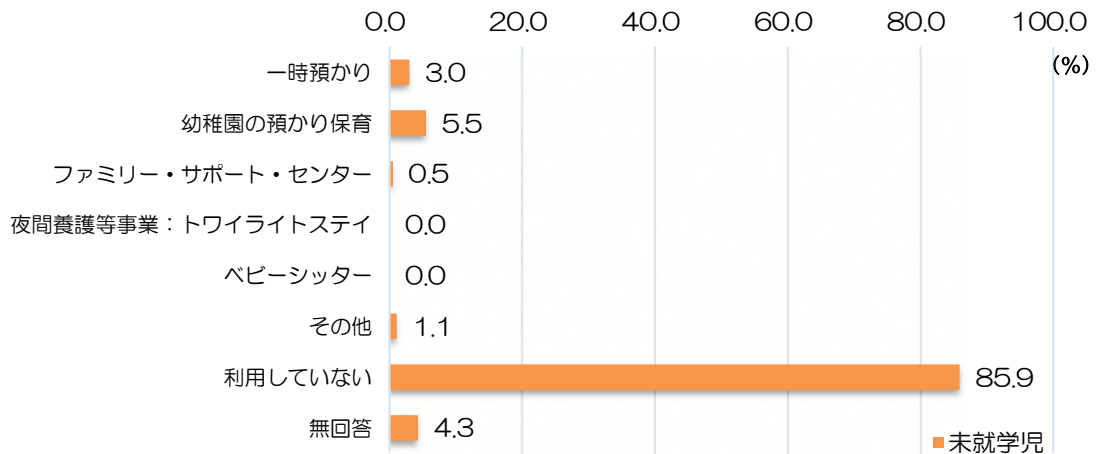


(6) 不定期的な教育・保育事業の利用状況、利用目的

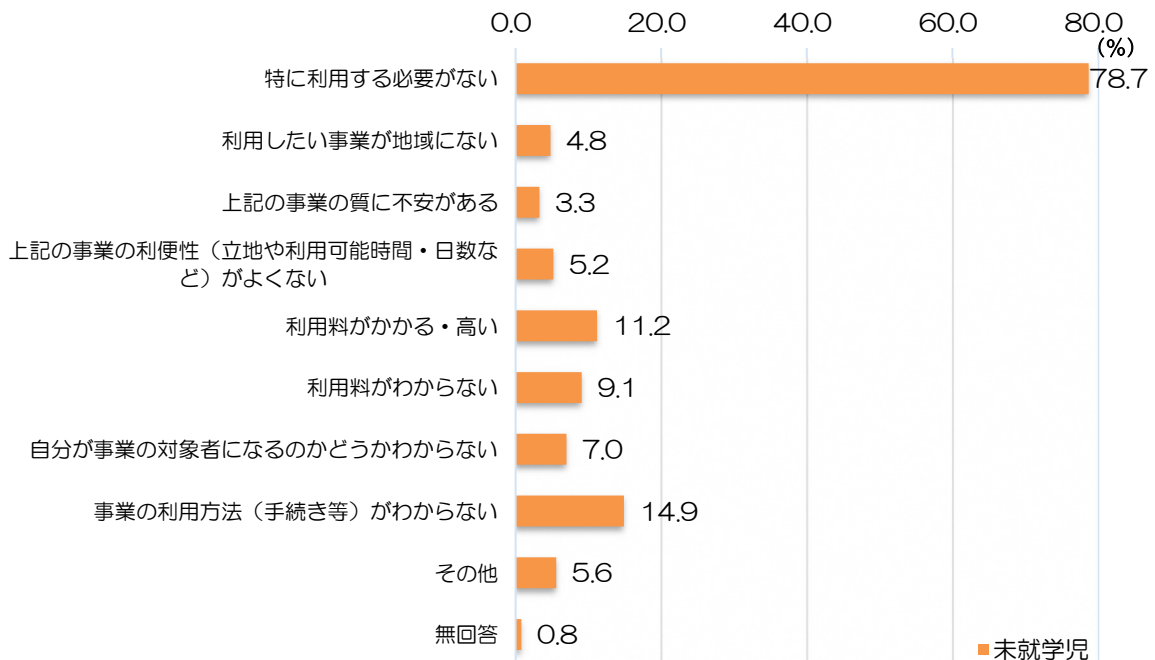
「利用していない」の割合が85.9%と最も高くなっています。

利用していない理由としては、「特に利用する必要がない」の割合が78.7%と最も高く、次いで「事業の利用方法（手続き等）がわからない」の割合が14.9%となっています。

図表2-24 不定期的な教育・保育事業の利用状況

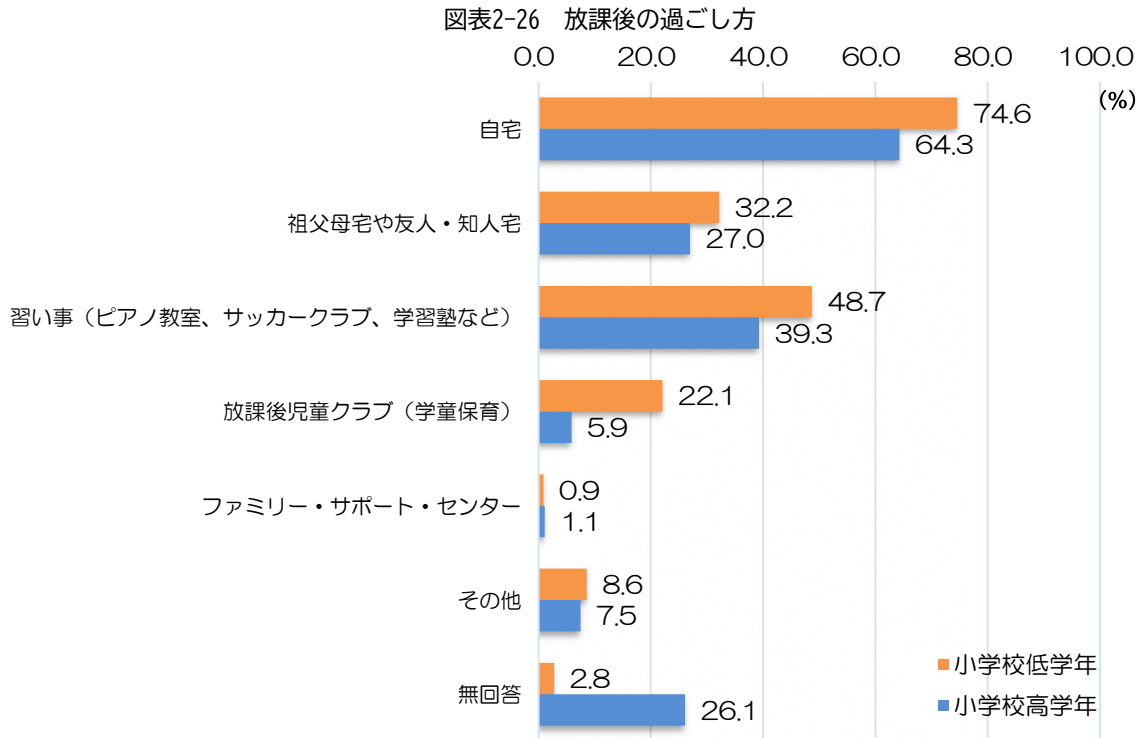


図表2-25 不定期的な教育・保育事業を利用していない理由

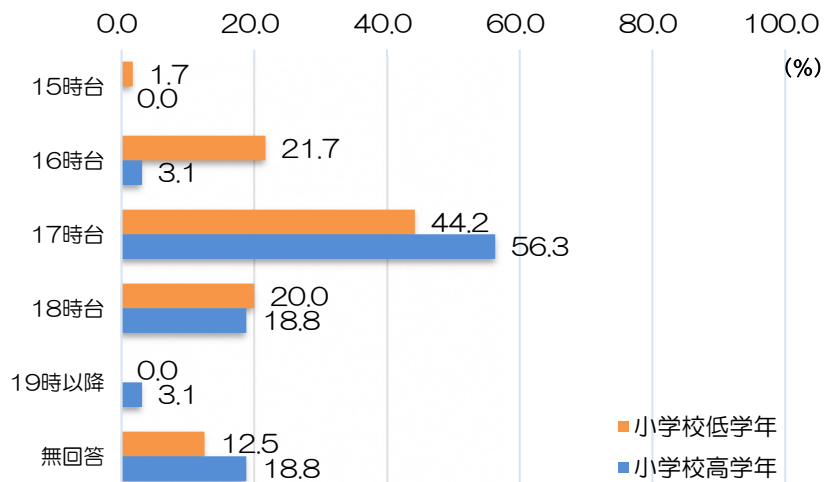


(7) 小学校の放課後の過ごし方の意向

小学校低学年は、「自宅」の割合が74.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が48.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が32.2%となっています。小学校高学年は「自宅」の割合が64.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が39.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.0%となっています。



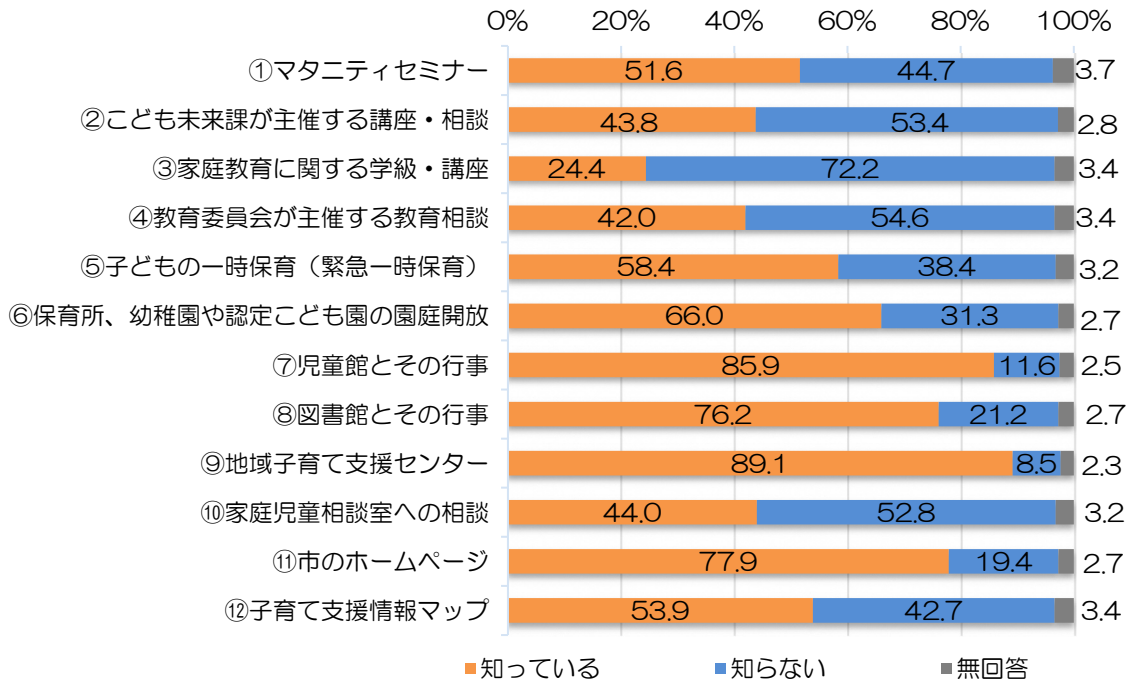
図表2-27 放課後児童クラブ (学童保育) 利用終了時刻



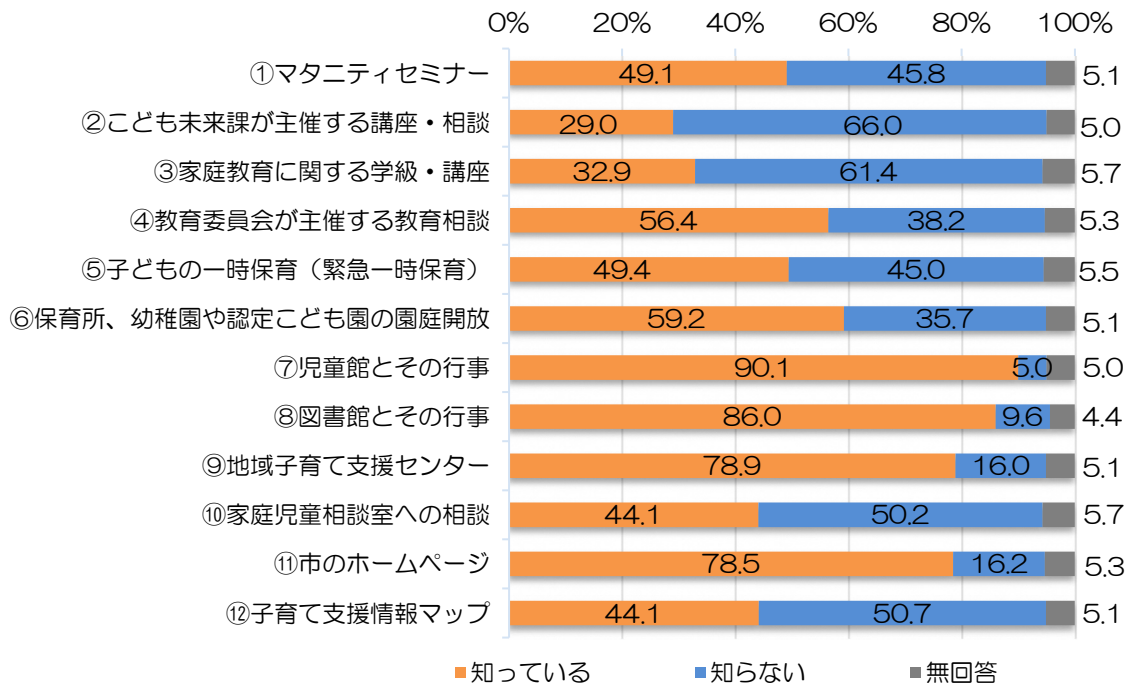
(8) 市が実施する事業の認知度、利用状況

認知度は、未就学児童は「⑨地域子育て支援センター」で「知っている」の割合が高く、就学児童は「⑦児童館とその行事」で「知っている」の割合が高くなっています。

図表2-28 認知度（未就学児童）

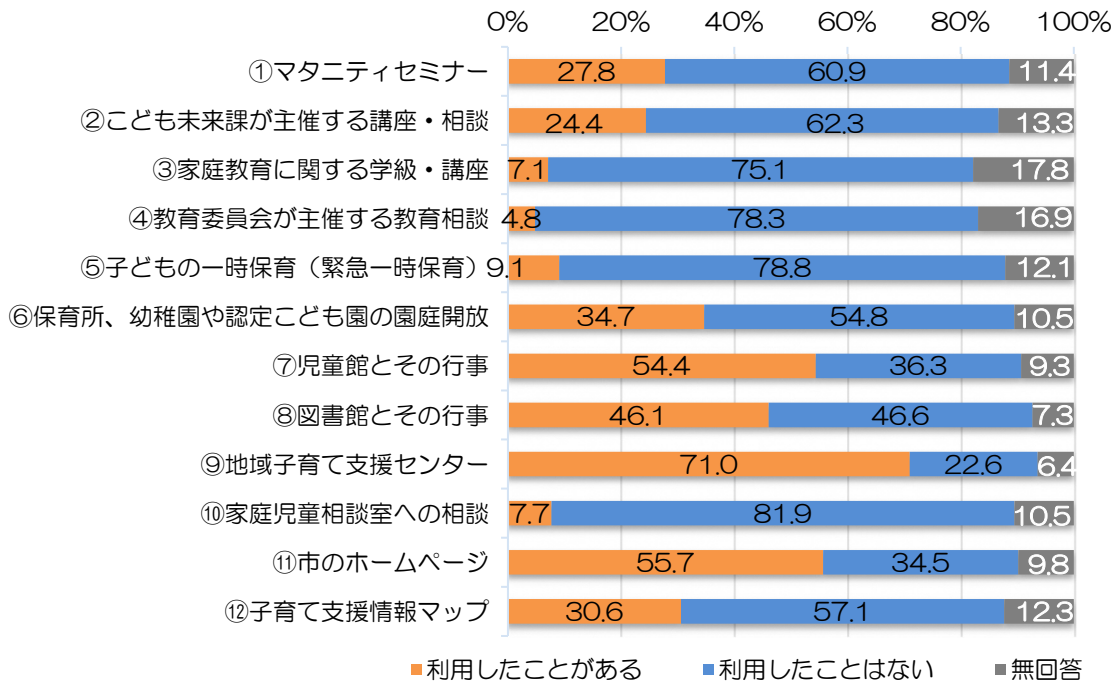


図表2-29 認知度（就学児童）

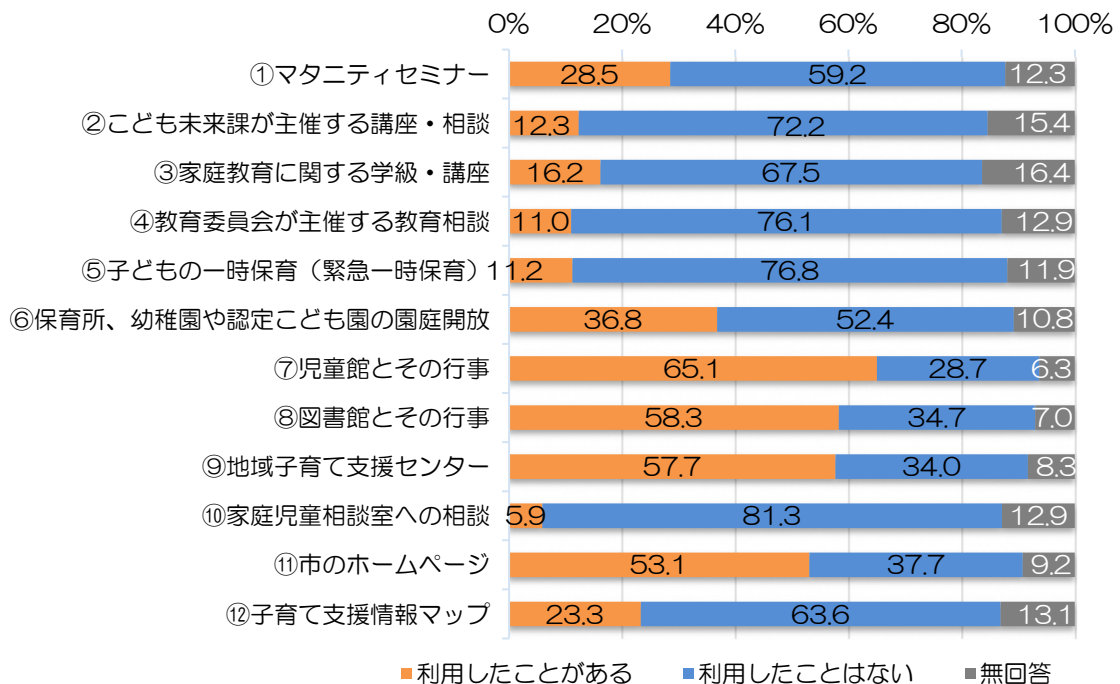


利用状況は、未就学児童は「⑨地域子育て支援センター」で「利用したことがある」の割合が高く、就学児童は「⑦児童館とその行事」で「利用したことがある」の割合が高くなっています。

図表2-30 利用状況（未就学児童）



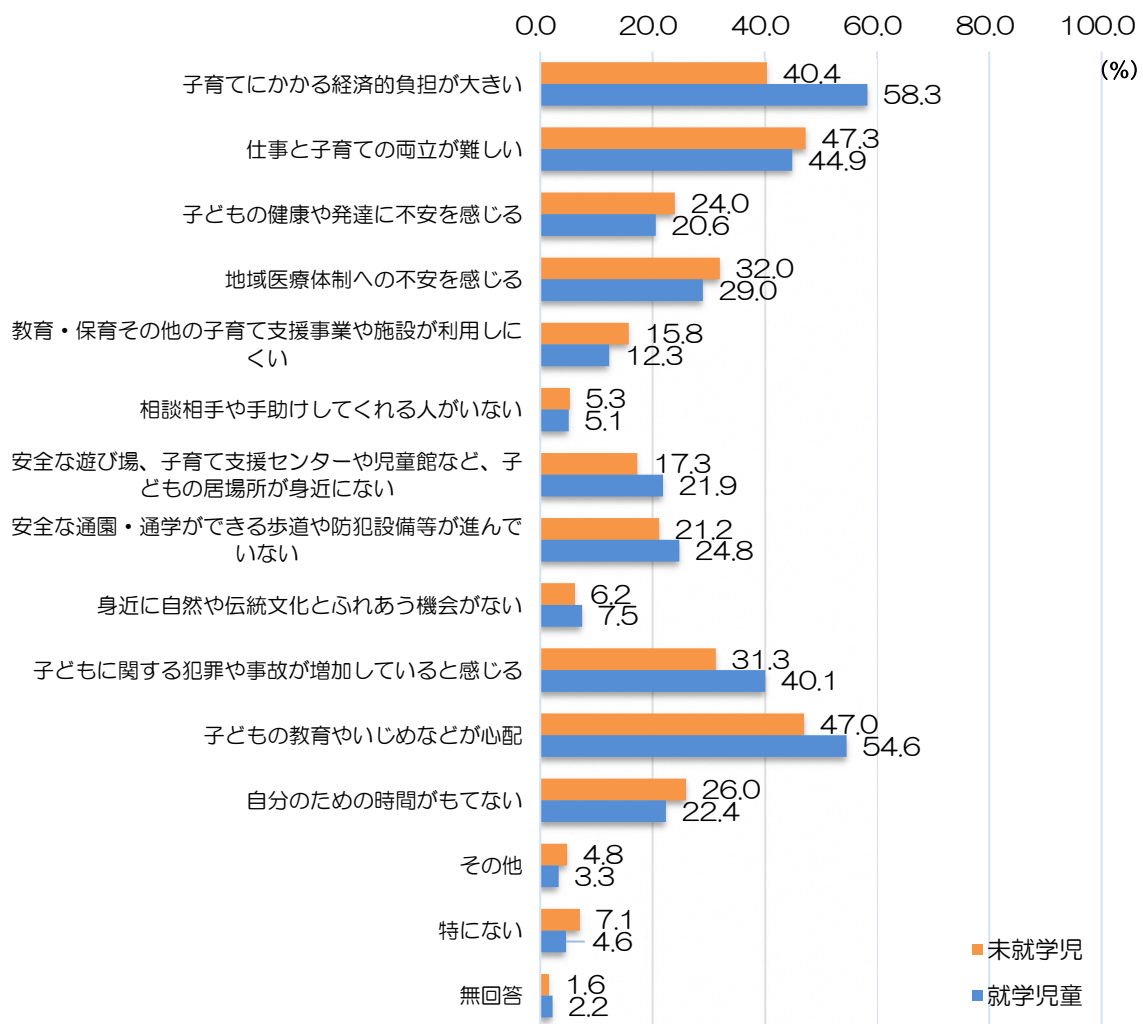
図表2-31 利用状況（就学児童）



(9) 子育てする上での不安や悩んでいること

未就学児は、「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が47.3%と最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が47.0%となっています。就学児童は「子育てにかかる経済的負担が大きい」の割合が58.3%と最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配」の割合が54.6%となっています。

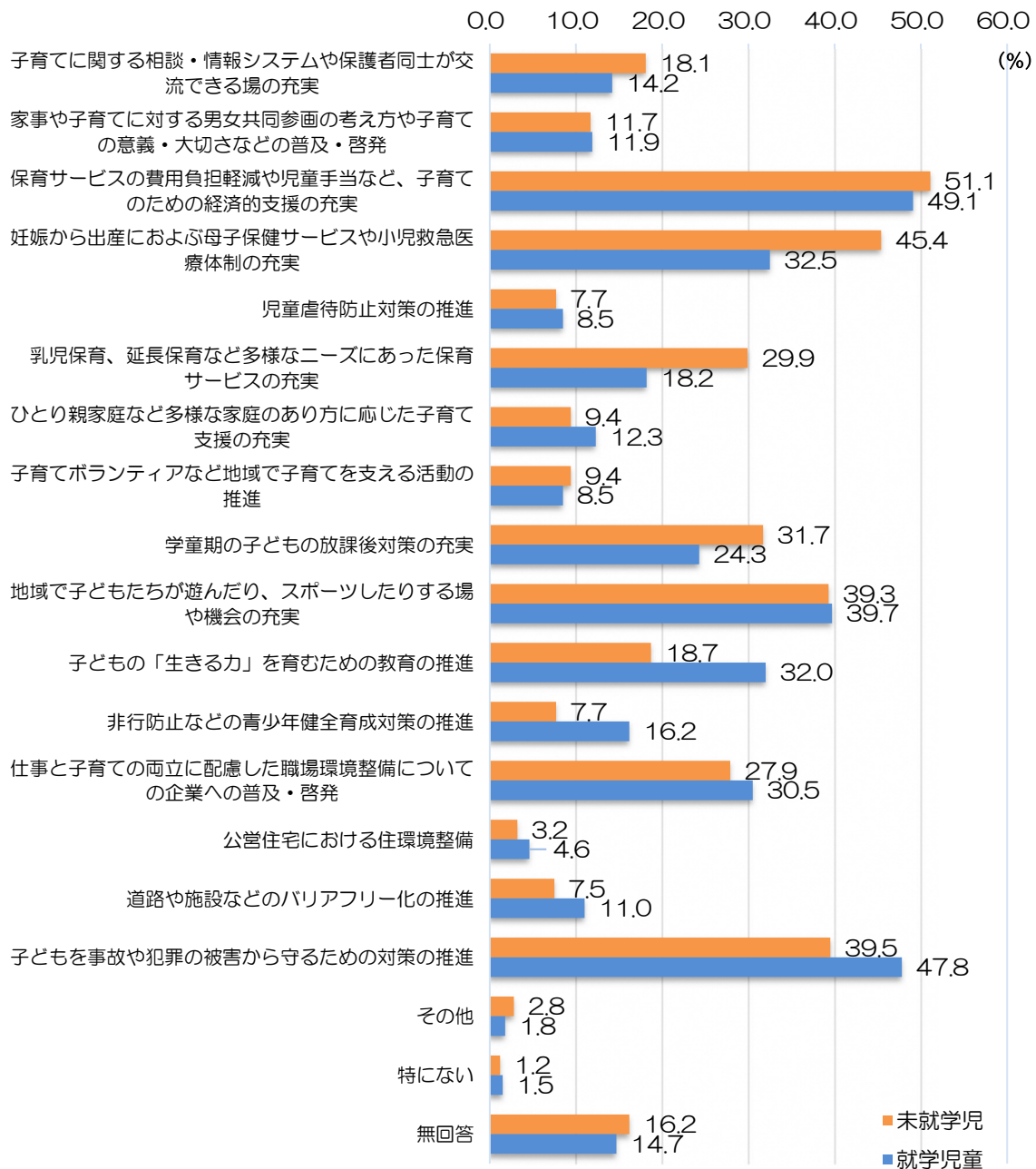
図表2-32 子育てする上での不安や悩んでいること



(10) 子どもをすこやかに産み育てるために、市に期待すること

未就学児は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が51.1%と最も高く、次いで「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」の割合が45.4%となっています。就学児童は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が49.1%と最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が47.8%となっています。

図表2-33 子育てで市に期待すること





第3章



計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、計画期間における総合計画の目指すべき将来都市像「子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎」の実現のため、御前崎市の恵まれた自然に誇りを感じながら安心して子どもを産み育てることができる環境をつくり、明るい笑顔でたくましく生きる市民の育成を目指すことから、基本理念として「未来に輝く子どもたちを育むまち おまえざき」を掲げました。また、御前崎市では、子育てを園や学校、家庭、行政、地域がスクラムを組んで支える子育て支援を推進しているため、サブタイトルとして「～スクラムで支える希望ある子育てのまちづくり～」としました。

**未来に輝く子どもたちを育むまち おまえざき
～スクラムで支える希望ある子育てのまちづくり～**



2 計画の基本目標

本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、次の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

目標 1 喜びと安心感を与える子育て支援

- 子育て支援サービスの充実を図り、子どもを産み、育てやすい環境をつくります
- 妊娠期からの継続した支援体制を整備し、子どもや母親の健康を確保します
- ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育てが両立した社会を目指します

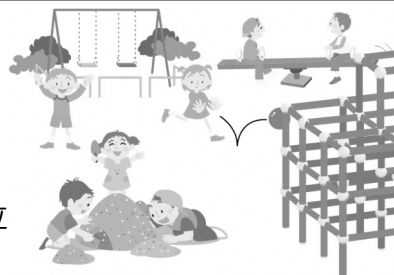


目標 2 スクラムで推進する途切れない教育

- 自然とのふれあいや遊びの体験を通して、「生きる力の基礎」の育成に努めます
- 学校の経営力・指導力・連携力を向上させ、「生きる力」の育成に努めます
- 生涯学習を推進し、自立心を持った青少年の育成に取り組みます

目標 3 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

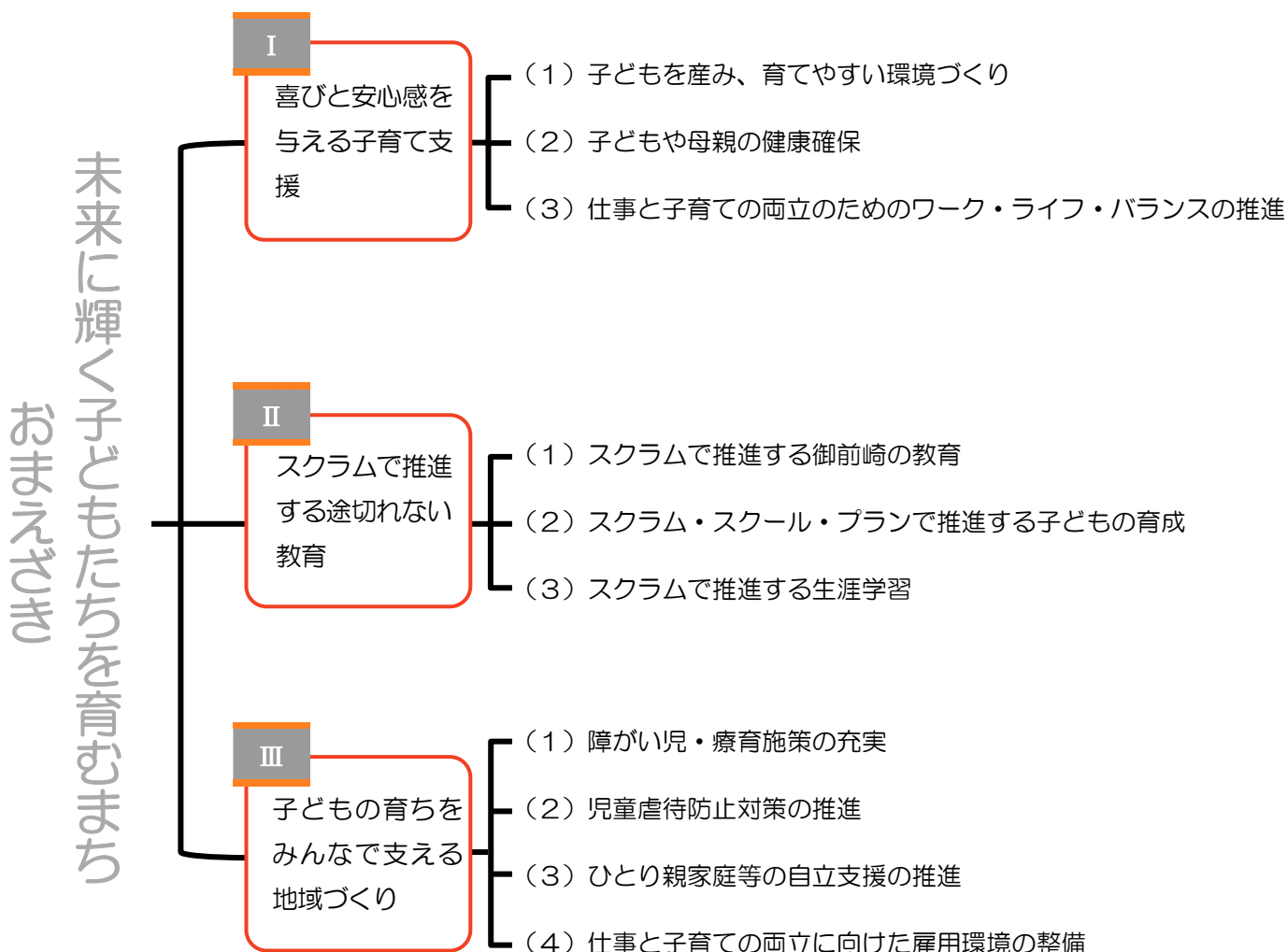
- 障がい児・療育施策を充実し、やさしい地域づくりを目指します
- 児童虐待防止対策を推進し、子どもの人権を守ります
- 親の経済的負担を軽減し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します



3 計画の体系図

第2期計画では、「未来に輝く子どもたちを育むまち おまえざき」の基本理念の下で「喜びと安心感を与える子育て支援」「スクラムで推進する途切れない教育」「子どもの育ちをみんなで支える地域づくり」の3つを基本目標に掲げます。

また、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」を基本施策として捉えるとともに、総合計画における将来都市像を目指し施策を推進します。

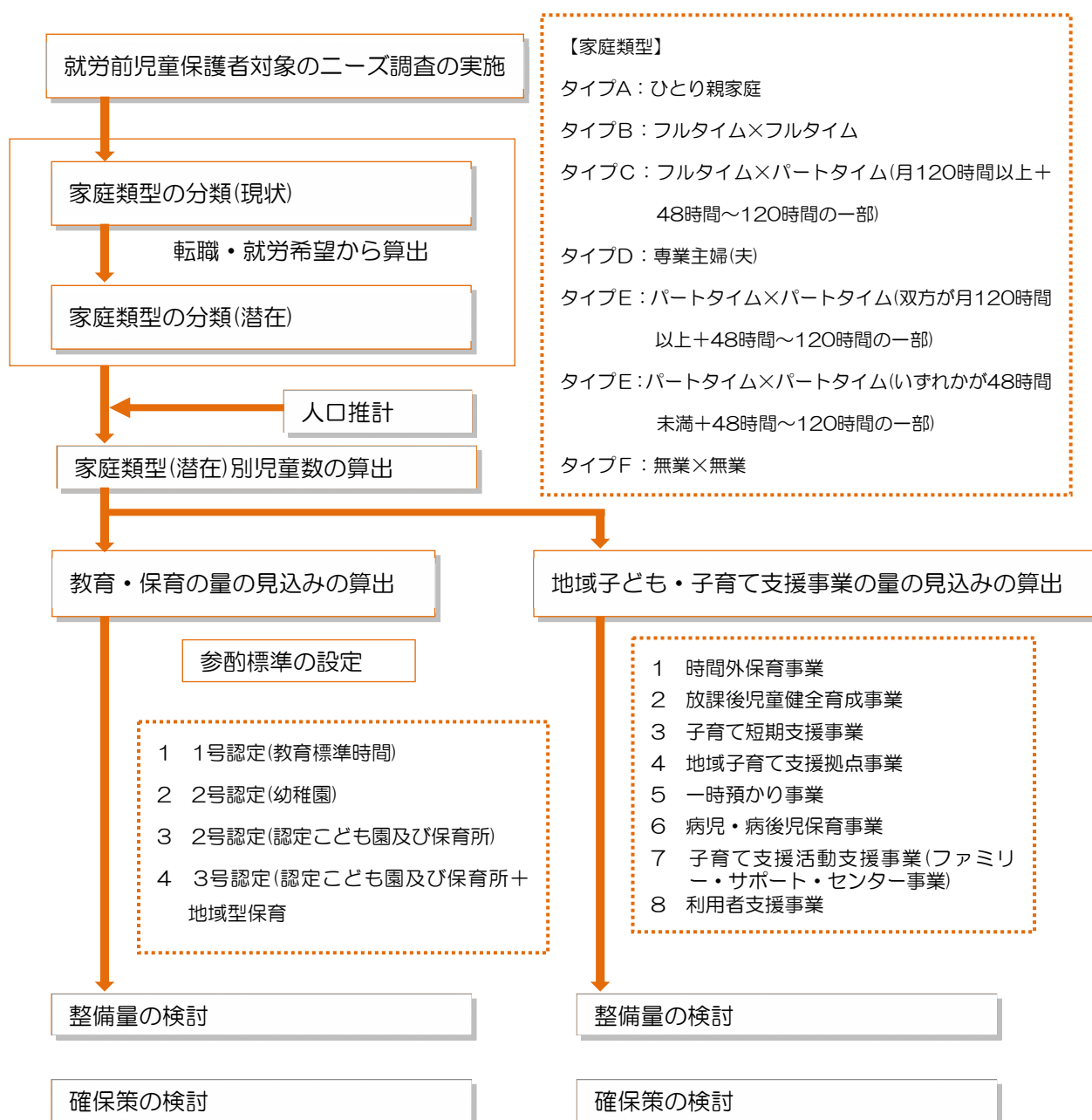


4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

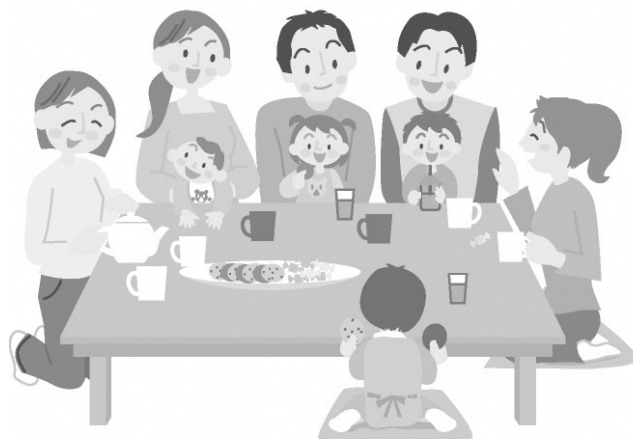
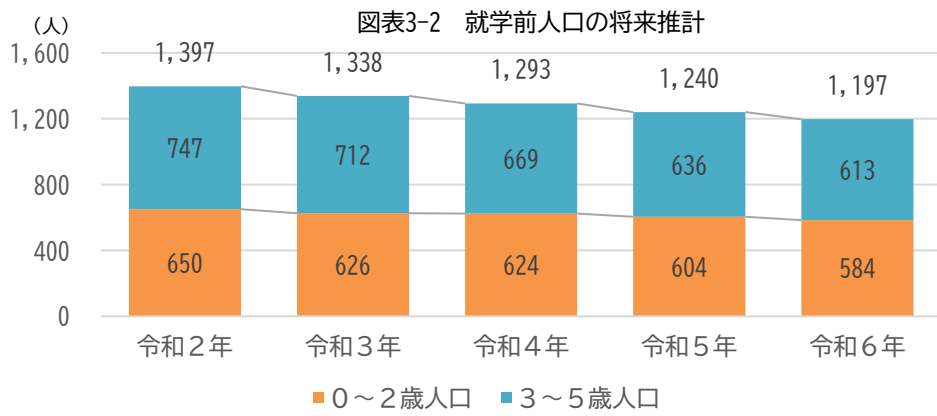
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・整理を行いました。

図表3-1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は次のとおりです。





第4章



子育て支援事業の展開



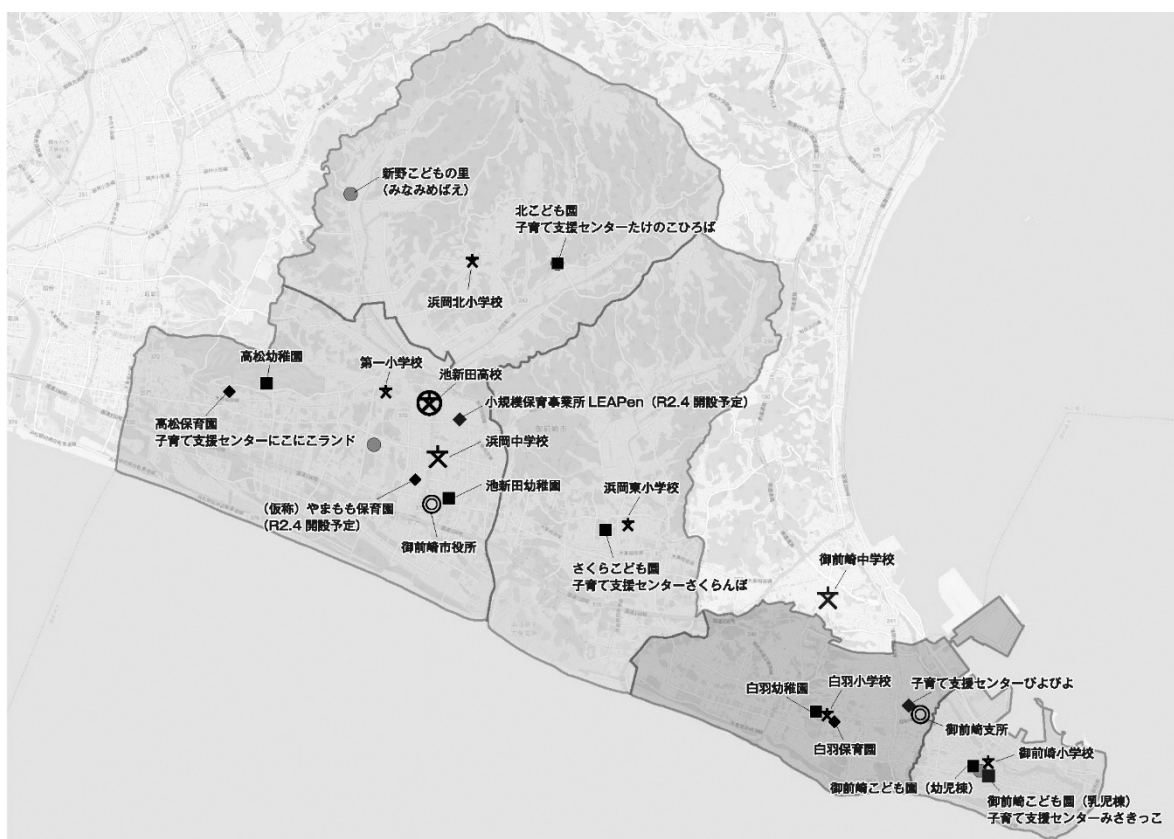
第4章 子育て支援事業の展開

この章では、子ども・子育て支援法第61条第1項第1号に規定する「教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策」及び同項第2号に規定する「教育・保育提供区域ごとの子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について記載しています。

1 教育・保育の提供区域設定

御前崎市では、現在すべての小学校区単位に幼稚園と保育所、または認定こども園が存在し、全ての小学校区（5小学校区）に地域子育て支援センターが設置され、市全体に保育・教育施設がほぼ均等に存在することになります。

そのような状況から、これまで市では子育て支援施策を進める際、特に重点区域を設けることなく、市全体を見渡して空白地区がないよう事業を展開してきました。今後についても、市全体を1つの提供区域として子育て支援の充実を図ります。



2 教育・保育の一体的提供について

御前崎市は、人口規模が小さく、特殊な地域性もあるため、民間の保育事業者が市内に進出する可能性が低く、保育所、幼稚園及び認定こども園のうち、公立が9割を占めています。そのため、公立保育所と公立幼稚園を統合することにより、認定こども園の設置を積極的に進め、事業の効率化と地域における子育て支援の充実を目指していきます。

平成21年4月1日には、朝比奈地区に幼稚園型認定こども園「北こども園」を、平成26年4月1日には、佐倉地区に幼保連携型認定こども園「さくらこども園」を、平成27年4月1日には、御前崎地区に幼保連携型認定こども園「御前崎こども園」を開設し、地域の子育て支援の拠点として大きな役割を担っています。

今後は多様なニーズに対応するために必要に応じて幼稚園・保育所の統廃合を検討していきます。

3 スクラムによる園・学校・家庭・地域の教育力の向上

本市では、園・小・中・高を一つの学校にとらえ、「相互理解」「子ども観、教育観などの観の共有」が途切れない教育の実現を目指す「スクラム・スクール・プラン（SSP）」を平成26年度から推進しています。

本市は、幼稚園、保育所、認定こども園がほとんど公立であるという特色を生かし、各園同じ目標を目指し、足並みを揃えて保育の充実や運営の改善などに取り組んでいます。「スクラム・スクール・プラン（SSP）」とは、そのような特色を生かし、保育所（民間保育所も含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校を「1つの学校」ととらえ途切れない教育」の実現を目指しています。

具体的には、保、幼、小、中・高の教職員が一体となって各種研修会、研究会等を開催し、積極的に参加することで、互いの教育の現状を交換し合いながら、子ども観、教育観を共有していくとともに、御前崎市の人づくりを担う同志としての仲間意識を醸成します。

また、保、幼、小、中、高及び市の子育て関係機関で互いに連絡会等を開催し、子どもたちの情報の共有化、個別の指導・支援計画の円滑な引継ぎを図ることで、子どもたちの「生きる力」が乳幼児期から小・中学校に滑らかに接続できるよう努めています。

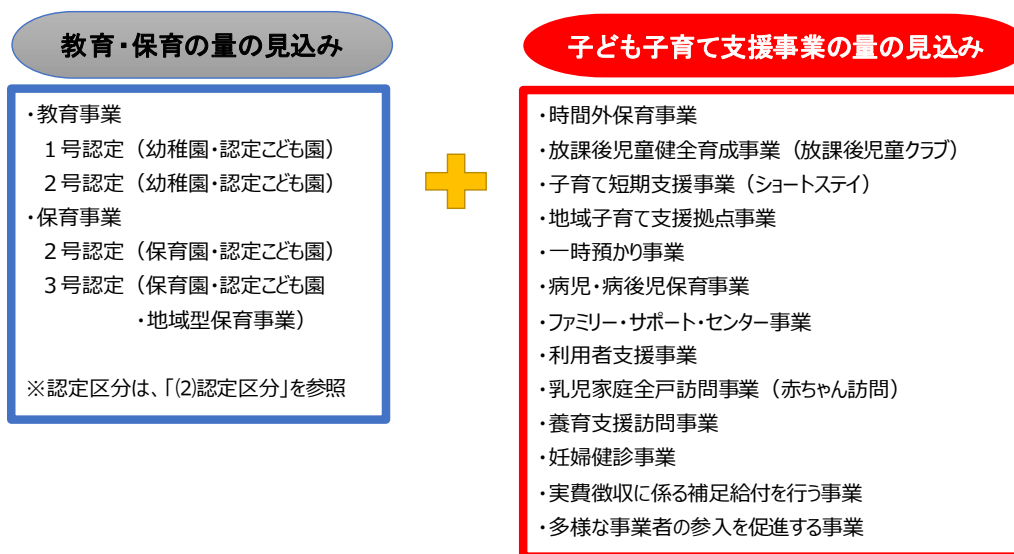
令和2年度には公立保育所1園を民間保育所へ移行し、小規模保育施設の新設を1園予定しているため、それらの園も含め連絡会等を開催するなど一体的な教育・保育を推進していきます。

4 量の見込みの算出

(1) 量の見込みの算出

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の「教育・保育」と「子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保方策やその提供時期などを盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年度に実施した「御前崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを算出しています



(2) 認定区分

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者からの申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性に応じた「認定」を行う仕組みとなっています。

対象となる子ども	1号認定 (3歳以上)		2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり (新2号)	保育の必要性 あり	保育の必要性 あり
利用可能施設	幼稚園	○	○	
	認定こども園	○	○	○
	保育所			○
	地域型保育事業			○

(3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

給付の実施回数については年4回とするが、利用者の経済的負担の軽減や利用性等を勘案しつつ、給付方法を検討します。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」の関係性は以下の図のようになります。

子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付費 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付費 ○小規模保育 (利用定員：6人以上・19人以下) ○家庭的保育 (利用定員：5人以下) ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設等利用費 ○幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ○特別支援学校 ○預かり保育事業 ○認可外保育施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ○認定こども園 (国立・公立大学法人立)
現金給付	
<ul style="list-style-type: none"> ■児童手当 	

◆子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育事業【1号認定(3～5歳児)】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み(人)	385	361	339	318	305
B 確保の内容(人)	525	525	525	525	525
B-A(人)	140	164	186	207	220

【確保の内容】

園児数が減少傾向のため、現状の施設において保育を実施します。

また、職員の継続的採用により、園児数に適応した職員数を確保します。

(2) 保育事業【2号認定(3～5歳児)】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み(人)	342	327	307	295	285
B 確保の内容(人) (保育所)	344	344	344	344	344
B-A(人)	2	17	37	49	59

【確保の内容】

保育所・こども園は市内に6施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについても減少傾向にあります。公立園の民営化を行うこともあり、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

公立園についてはニーズに合った受け入れができるよう保育士の確保に努めます。また、民間園については保育士確保に関する補助金等の情報提供を行っていきます。

今後はニーズの多様化や拡大があった場合、必要に応じて認定こども園への移行を含めて検討していきます。

(3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）	253	242	236	231	224
B 確保の内容（人）	255	255	255	255	255
保育所	236	236	236	236	236
地域型保育事業	19	19	19	19	19
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A（人）	2	13	19	24	31
C 0～2歳児推計人口（人）	650	626	629	611	596
保育利用率 B/C（%）	39.2%	40.7%	40.5%	41.7%	42.8%

【確保の内容】

保育所・こども園は市内に6施設あり、0～2歳児については待機児童が発生している状態です。今後の量の見込みは減少傾向にあり、民間による新規小規模保育施設の開設や、公立園の民営化の実施により、現在の施設数でも必要な事業量は確保されています。

公立園についてはニーズに合った受け入れができるよう保育士の確保に努めます。また、民間園については保育士確保に関する補助金等の情報提供を行っていきます。

今後はニーズの多様化や拡大があった場合、必要に応じて認定こども園への移行を含め、検討していきます。

また、0～2歳児推計人口と3号認定の保育定員数より、0～2歳児の保育利用率はおおむね40%前後で推移すると予想されます。

◆年齢区分別の内訳

①保育事業【3号認定（0歳児）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）	44	42	40	39	38
B 確保の内容（人）	45	45	45	45	45
保育所	39	39	39	39	39
地域型保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A（人）	1	3	5	6	7

②保育事業【3号認定（1～2歳児）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込み（人）	209	200	196	192	186
B 確保の内容（人）	210	210	210	210	210
保育所	197	197	197	197	197
地域型保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A（人）	1	10	14	18	24

【確保の内容】

0歳児については、新規小規模保育施設の開設（予定）と現施設において、ニーズに合った受入ができるよう保育士の確保に努めます。

1・2歳児についても、0歳児と同様に新施設の開設（予定）と保育士の確保に努めます。



第5章



喜びと安心感を与える子育て支援



第5章 喜びと安心感を与える子育て支援

1 子どもを産み、育てやすい環境づくり

子育て支援は、保護者が子育てについて第一義的責任を持つことを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに喜びと安心感を与えるような支援を行うことが重要です。そのために、御前崎市では以下の子育て支援サービスの充実を推進します。

(1) 利用者支援事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に相談支援を行い、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を行います。
(3) 確保方策の考え方	平成 29 年 10 月から子育て世代包括支援センターを開設。専門職を配置し、妊産婦から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施している。引き続き、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のないより専門的な相談や支援を行っていきます。

② 確保提供量

(職員配置数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	2	2	2	2	2
B 確保の内容 (人)	2	2	2	2	2
B-A (人)	0	0	0	0	0



(2) 一時預かり事業 【担当部署：こども未来課】

(2) - 1 一時預かり事業 (在園児対象型)

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	預かり保育事業
(2) 事業の概要	幼稚園・こども園在園児を対象とし、通常期の降園後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業です。
(3) 確保方策の考え方	令和元年10月から利用日数の制限を無くし、令和2年4月から長期休業期の預かり保育を実施する等、利用者のニーズに対応できるよう事業を拡大しました。

② 確保提供量

(年間延利用人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	18,300	19,005	19,708	20,655	21,607
1号認定による利用	300	285	268	255	247
新2号認定による利用	18,000	18,720	19,440	20,400	21,360

(2) - 2 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	緊急・一時保育事業
(2) 事業の概要	保護者の傷病等社会的にやむを得ない理由などにより、緊急的、一時的に保育に欠ける未就園児を預かる事業です。
(3) 確保方策の考え方	預かり保育について、保育士不足により利用日数の制限、リフレッシュの目的で利用できないなどニーズに対応できていないため、全てのニーズに対応できる体制を整えていきます。

② 確保提供量

(年間延利用人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	200	190	185	178	173
B 確保の内容 (人)	200	200	200	200	200
B - A (人)	0	10	15	22	27

(2) -3 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者が会員となり、相互援助活動を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	子育ての援助を希望する者が必要なサービスを受けることができるよう、本事業について周知に努め、提供会員の増加を図ります。

② 確保提供量

(年間延利用人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	170	170	170	170	170
B 確保の内容 (人)	170	170	170	170	170
B-A (人)	0	0	0	0	0

(3) 時間外保育事業 (延長保育事業) 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	時間外保育事業 (延長保育事業)
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。
(3) 確保方策の考え方	令和2年度に公立園1園を民営化し、新たな園を開設予定となっています。これにより、延長保育実施園が2園となる予定です。引き続き、公立園でも実施できるように保育士の確保に努め利用者の増加に対応できるよう体制を整備します。

② 確保提供量

(実利用人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	112	107	103	97	94
B 確保の内容 (人)	120	120	120	120	120
B-A (人)	8	13	17	23	26

(4) 病児・病後児保育事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気又は病気の回復期にある子どもについて、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。
(3) 確保方策の考え方	「病児・病後児対応型」は、看護師の配置や専用スペースが必要であり、在園児以外の病児・病後児の受け入れを行う必要があることから、現状の職員体制や施設では対応が難しく、実施は困難です。そのため、保育中の体調不良児を保護者が迎えに来るまで預かる「体調不良児対応型」の実施に向けて、確保に努めます。

② 確保提供量

(年間延利用人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込 (人)	685	657	637	616	599
B 確保の内容 (人)	110	220	320	410	500
B-A (人)	575	437	317	206	99

(5) 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)

【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
(3) 確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの活動を積極的にPRし、子育て相談や親子広場等交流の場の充実に努め、情報や知識の普及を図りながら子育て家庭を支援します。 ・子どもの人口減少に伴い、利用者数も減少傾向にあります。今後の利用者数によっては、開設場所や開設箇所数など運営方法について検討していきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込（人）	2,206	2,124	2,131	2,067	2,021
B 確保の内容 （施設のか所数）	5	5	5	5	5

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	放課後児童クラブ
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3) 確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 働く親の子育てを援助し、児童の健やかな成長に資するとともに、児童を「育てる」のではなく「育つ」場として、安全で快適に過ごすことができる環境づくりに努めます。 全てのニーズに対応できるよう各学校と連携を取って空き教室の利用について検討し、必要に応じて開設場所の確保、支援員や補助員の補充により利用者の増加に対処します。 新放課後子ども総合プランの推進等、総合的な放課後児童対策のあり方について検討します。

② 確保提供量

(登録者数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込（人）	289	282	273	268	261
1年生	99	95	88	90	87
2年生	81	80	80	75	76
3年生	66	64	64	62	58
4年生	30	29	28	28	27
5年生	8	9	8	8	8
6年生	5	5	5	5	5
B 確保の内容（人）	290	290	290	290	290
B-A（人）	1	8	17	22	29

※1：放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを趣旨・目的としています。市町村は、「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることとされています。

(7) 子育て短期支援事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て短期支援事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	受け入れ可能な施設がなく、直ちに実施するのは困難ですが、必要量の見込みがないことから、今後、受け入れ可能な施設が整備され次第、事業の実施を検討します。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A量の見込(人)	0	0	0	0	0
B確保の内容(人)	0	0	0	0	0
B-A(人)	0	0	0	0	0

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
(3) 確保方策の考え方	実施予定はありません。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。
(3) 確保方策の考え方	令和2年度に公立園の民営化、小規模保育施設の開設を予定しています。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
A 量の見込（施設）	2	2	2	2	2
B 確保の内容（施設）	2	2	2	2	2
B－A（施設）	0	0	0	0	0

2 子どもや母親の健康確保

(1) 妊婦健康診査事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。
(3) 確保方策の考え方	妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全な分娩と健康な児の出産ができるよう、市から費用の一部を助成しています。妊婦全員が妊婦健康診査を受診できるよう、未受診を正確に把握し、受診勧奨をしていきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込（人）	180	180	180	180	180

(2) 乳児家庭全戸訪問事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	乳児家庭全戸訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
(3) 確保方策の考え方	母子健康手帳交付時の相談の中で、身近に育児支援をしてくれる人や相談できる人がいない等、産後に育児支援が必要と考えられる家庭が見受けられます。そのため、出生の確認後、生後2か月までを目標に早期の訪問を実施し、母親の育児支援を行っています。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込（人）	205	200	195	190	185

(3) 養育支援訪問事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、継続的に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
(3) 確保方策の考え方	育児によるストレスや産後のうつ病、子どもとの関わり方や具体的な育児手法がわからない等により、育児不安や孤立感等を抱える家庭等、継続的な養育支援が必要な家庭が見受けられます。近年このような家庭が増加傾向にあり、必要に応じて、子育て支援係や家庭児童相談員、福祉課の職員などと一緒に訪問を行います。

② 確保提供量

(保健師数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込（人）	120	120	120	120	120
専門的相談支援 （配置人数）	6	6	6	6	6

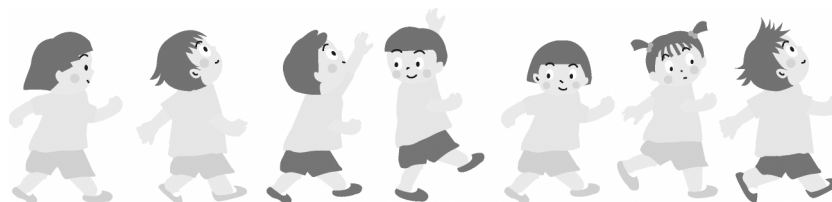
(4) 予防接種事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	予防接種事業
(2) 事業の概要	乳幼児期に感染すると重症化し、命を脅かすおそれのある感染症から子どもを守るとともに、感染症の流行を防ぐため、市内にお住まいの子どもに市から費用を助成し、医療機関で定期的に予防接種を受けることができる制度です。四種混合、二種混合、BCG、MR（麻疹・風疹）、小児用肺炎球菌、日本脳炎、インフルエンザ菌b型（ヒブ）、水痘、子宮頸がんについて費用助成を行っています。
(3) 確保方策の考え方	感染症の発生及び蔓延を防ぐため、予防接種法に基づき、実施しています。 小学校、幼稚園・保育所・こども園、学校教育課等と連携をとり、接種率向上を目指すとともに未接種者への勧奨に努めます。 また予防接種の誤接種防止のため、医療機関への情報提供等、周知徹底を図ります

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
摂取率（%）	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0



(5) 妊婦保健指導事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦保健指導事業
(2) 事業の概要	母子手帳交付時には、母子手帳とともに妊婦健康診査受診券・妊婦歯科検診受診券をお渡しし、妊婦の歯科検診受診の勧奨を行っています。また、生活状況の聞き取りを行い、妊娠中からの継続支援が必要だと考えられる妊婦については、訪問や電話相談等を行っています。妊婦の喫煙については、妊娠に気づいてから喫煙を控える妊婦が増加しており、妊娠する前からの禁煙が大切であることを理解していない人が多いと言えます。
(3) 確保方策の考え方	引き続き、妊婦や夫に禁煙の大切さを伝えていき、妊娠中の喫煙が減少するよう支援を行います。また、生活状況の聞き取りから、妊娠中からの支援が必要な妊婦に対し、訪問や電話などを行い、切れ目のない支援を行うように努めます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
妊婦の喫煙率 (%)	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0

(6) 乳幼児健康診査事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	乳幼児健康診査事業
(2) 事業の概要	4か月、10か月健康診査は、委託医療機関にて実施しています。 その他の各健康診査では歯科検診を実施し、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では内科健診も実施しています。3歳児健康診査は、加えて眼科写真撮影と尿検査も実施しています。各健康診査において、発達や発育を確認し、ブラッシング指導や食事指導、保健指導等を行い、受診率95%以上と高い水準を維持できています。
(3) 確保方策の考え方	必要に応じて医療機関への受診の促しや発達相談を紹介するなど、その子に応じた支援を実施し、乳幼児の健康保持増進に努めます。療育教室に関して、その子に合わせた教室の紹介ができるよう、成長支援係と連携を図ります。また、未受診者に対し、通知や電話、訪問での受診勧奨を行います。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1歳6か月児健康診査 (%)	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児診査 (%)	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(7) 未熟児養育医療助成事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	未熟児養育医療助成事業
(2) 事業の概要	<p>医療の発展に伴い、未熟児の出生も増加する傾向にあります。健全な出産のためには、妊娠期の支援や未熟児に対しての十分な医療の確保が必要とされています。</p> <p>そのため、医療費の助成を行うことにより、経済的・精神的負担を軽減し、適切な医療や指導が受けられるよう支援します。</p>
(3) 確保方策の考え方	今後も申請に対して適切な診査・助成を実施していきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
医療費助成申請件数 (件)	2	2	2	2	2



(8) 不妊治療費助成事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	不妊治療費助成事業
(2) 事業の概要	健康保険の対象とならない不妊治療に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的とし、平成 22 年度より特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、平成 26 年度からは一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成しています。その中で、妊娠に至っているケースが 7 割弱あります。
(3) 確保方策の考え方	今後も申請に対して適切な診査・助成を実施していきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特定不妊治療数費 助成申請件数（件）	35	35	35	35	35
一般不妊治療数費 助成申請件数（件）	5	5	5	5	5

(9) 子ども医療費助成事業 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子ども医療費助成事業
(2) 事業の概要	高学歴社会により、高校への進学率(通信制含む)は98%に上る現在、子育てにかかる保護者等の経済的負担は増大し、少子化の重要な要因となっています。 そのため、子どもを養育する保護者等に対し、子どもにかかる医療費を助成することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの保健福祉の向上に努めます。 また、御前崎市では平成 26 年 10 月診療分より高校生相当年齢児童の医療費も助成対象としています。
(3) 確保方策の考え方	引き続き、医療機関から提出されたレセプトを適正に処理し疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの保健福祉を促進していきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込（人）	5,742	5,684	5,627	5,570	5,514

(10) 親同士の交流や相談の場の充実 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	親同士の交流や相談の場の充実
(2) 事業の概要	育児に対する強い負担感や不安、孤立感を感じている母親が増加し、精神的な支援の場が必要とされています。母親が前向きに子育てに取り組めるよう、母親同士の繋がりを深め、互いに相談できる関係づくりを支援していきます。また、地域子育て支援センターなどの関係機関と連携を図り、誰もが気軽に育児相談することのできる場を確保し、育児不安の軽減に努めます。
(3) 確保方策の考え方	引き続き、育児・栄養相談を行い、母親の育児不安の軽減と適切な育児が行えるような支援をします。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
みんなの健康相談開催 (回数)	24	24	24	24	24

(11) 育児相談、健康相談の充実 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	育児相談、健康相談の充実
(2) 事業の概要	乳幼児期において、各種健康相談や電話相談、家庭訪問等を実施し、保護者からの育児や栄養に関する相談に応じています。 健康相談の受診率は増加傾向にあり、特に離乳食講座は受診率が高く、離乳食についての関心が高いことが伺えます。また、個別相談においては、子どもとの関わり方がわからない、イライラしてしまうなどといった育児への悩みを訴える保護者が増えています。 そのような悩みや不安を解消するため、今後も相談事業の充実や関係機関との連携を図り、育児支援体制を整えていきます。
(3) 確保方策の考え方	健康相談の受診率は高く、育児への悩みや不安の解消を図るため、相談の充実や関係機関との連携を図っていきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
各健康相談受診率（％）	92.0	93.0	93.0	93.0	93.0

(12) 児童館活動の充実 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	児童館活動の充実
(2) 事業の概要	<p>児童館では、子ども同士、親（母親）同士のふれあいの場として、遊びを通して児童の健全育成を推進しています。乳幼児事業では、子育て支援センターとの連携を深めて行事の共有化を図り、図書館の読み聞かせ行事の充実を進めます。小学校事業では、一輪車クラブや創作遊び、食育活動等を通じて、運動能力や行動力、コミュニケーション力や達成感、食に対する関心の向上を推進しています。</p> <p>今後は、社会見学や運動系活動、科学遊びの事業を増やし、小学生だけでなく、中・高校生対策にも取り組みます。また、児童館ボランティア育成にも力を入れていきます。</p>
(3) 確保方策の考え方	指定管理により運営を外部へ委託しています。受託先より、年間を通して様々な事業を展開し使用促進を図っていきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込（人）	19,000	18,620	18,247	17,882	17,524
施設数（棟）	1	1	1	1	1

(13) 子育て支援情報の提供 【担当部署：こども未来課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援情報の提供
(2) 事業の概要	<p>市では、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、音声告知放送、町内会回覧など様々な方法で子育て情報を提供していますが、アンケート調査では、まだ一時保育や家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センターなど認知度が低い事業が多くあります。</p> <p>そのため、さらに情報発信の方法等を検討し、より多くの子育て家庭に最新の情報を提供できるよう努めます。</p>
(3) 確保方策の考え方	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てガイド、子育て支援情報マップ（年 1 回発行。各種事業、関連施設窓口等で配布） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する各種手続き、子育て関連の施設、相談事業等の連絡先や位置をわかりやすくお知らせします。 ○すこやかガイド（年 1 回発行。広報誌と一緒に配布） <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健診や相談の年間スケジュール等についてお知らせします。 ○くらしのダイアリー（毎月 1 回発行。広報誌と一緒に配布） <ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連行事の月間スケジュール、夜間休日当番医等についてお知らせします。 ○子育て支援コーナー <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の本庁と支所に子育てに関係するパンフレット等を集めたコーナーを設置し、最新の子育て情報を発信します。 ○母子手帳アプリ <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンや PC でお母さんの健康状態やお子さんの成長過程を画像等と一緒に管理します。 ・今後は子育てに関する情報などを発信していく等、機能の拡張を検討していきます。

3 仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進

現在の職場においては、依然として仕事を優先するあまり、子育てを母親のみが実施するといった社会的風潮が残っており、その結果として、性別役割分担の意識が働きやすい環境になっています。このような意識を変え、仕事と子育ての両立ができるような環境を整備するよう努めます。

(1) 男女共同参画推進市民会議 【担当部署：企画政策課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	男女共同参画推進市民会議
(2) 事業の概要	<p>男女が共に『いきいきとした社会づくり』を実現するために策定した男女共同参画行動計画について、8人の市民から構成する市民会議委員を中心に毎年事業評価を行い、関係各課が実施している事業等への助言をいただくことで、行政だけでなく企業や地域に男女共同参画を広めていきます。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民会議の開催（年1回） ○市が主催する男女共同参画講演会等への参加
(3) 確保方策の考え方	市民会議委員が毎年、行動計画の事業評価を実施することで、行動計画に基づく市の取組みの進捗状況を把握し、次年度以降の事業に活かしていきます。

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男女共同参画 推進市民会議（回）	1	1	1	1	1
ワーク・ライフ・バランス の実現度（御前崎市「市民 意識調査」）（%）	49	50	50	51	51

※「市民意識調査」令和元年度実績49%を基準値とする。

※数値は「実現していると感じる」「どちらかといえば実現していると感じる」を合わせたもの

(2) 男女共同参画講演会 【担当部署：企画政策課】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	男女共同参画講演会
(2) 事業の概要	<p>市民や事業者を対象に、男女共同参画の視点、仕事と家庭)の両立(ワーク・ライフ・バランス)の必要性について、講演会やセミナーなどを通じて周知していきます。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内在住、在勤者などを対象とした講演会の開催(年1回) ○テーマを絞ったセミナーや講座の開催(年1回)
(3) 確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの理解を深め、自身の働き方を考えてもらうための講演会を実施していきます。 ○女性活躍を推進するためのセミナーや御前崎市女性人材バンク(やまももネット)登録者のスキルアップに繋がる講座等も実施していきます。 ○男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施していきます。(同報による広報、ポスター掲示、チラシ配架、HPの活用等)

② 確保提供量

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男女共同参画講演会(回)	1	1	1	1	1
テーマ別セミナー又は講座(回)	1	1	1	1	1



第6章



スクラムで推進する途切れない教育



第6章 スクラムで推進する途切れない教育

御前崎市教育委員会では、「まちづくりは人づくりから」の考えに基づき、基本目標を『郷土を愛し、未来を創る人づくり』としています。社会全体（園・学校・家庭・地域・行政）が協働して取り組むことを重視し、「御前崎の人づくり」を『スクラム御前崎』と名付け、様々な取組を展開しています。第2次御前崎市総合計画（2016年3月策定）の進捗状況を確認しながら、同時期に策定された「御前崎市教育大綱」及び「御前崎市教育振興基本計画」に基づき、次の取組を推進します。

キーワードは「スクラム」

「スクラム御前崎」の目指す子どもの資質・能力は、多様な社会だからこそ、園や学校が広く社会と協働して育成することが、最も大切であると考えます。そのため、次のような2つの基本方針で御前崎の人づくりを進めます。

「スクラム御前崎」の基本方針

【基本方針1】

園、学校、家庭、地域、行政がスクラムを組み、社会全体で協働して人づくりを進めます。

【基本方針2】

生涯にわたって学び続け、互いに高め合うことのできる人づくりを進めます。

そのために、子どもたちを支える園・学校・家庭・地域・行政の目指す姿を示します。

○目指す園・学校の姿

- ・子どもとともに作る活気あふれる園・学校
- ・地域の人、もの、ことを生かす園・学校
- ・子ども、保護者、地域に信頼される園・学校

○目指す教職員の姿

- ・子どもへの愛情と情熱を持ち続ける教職員
- ・子どもへの自己の指導のあり方を見つめ、学び続ける教職員
- ・スクラム・スクール・プランに自ら積極的に取り組む教職員

○目指す家庭の姿

- ・子どもに深い愛情を注ぎ、子育てに責任を持つ家庭
- ・子どもの基本的な生活習慣・学習習慣を身につけさせる家庭
- ・笑顔と対話のある家庭

○目指す地域の姿

- ・あいさつと声かけと笑顔があふれる地域
- ・世代を超えて交流する地域
- ・安全安心な地域

○目指す行政の姿

- ・スクラムプランを積極的に推進し、園・学校・家庭・地域のリーダーとなる行政
- ・常にPDCAサイクルで施策を実施し、市民のために前進する行政



1 スクラムで推進する御前崎の教育

子どもたち一人一人が、「社会の変化に柔軟に対応し、多くの他者と様々な関わりを広げ、より豊かな自己の人生とよりよい社会を切り拓いていく力」を持つためには、園、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を理解し、責任を果たすとともに、それぞれがつながり合いながら社会全体で協働して子どもの育成に当たることが求められています。未来の町を担う子どもたちが社会的・職業的に自立した人間に育つためには、子どもたちにどんな力をつけ、どのように育てていくかを社会全体で考えていくことが大切です。

「家庭での育ち」「園・学校での育ち」「地域・社会での育ち」をつなぐために、「スクラムスクール運営協議会（御前崎型コミュニティスクール）」等を通して、園・学校・家庭・地域・行政がスクラムを組み、地域ぐるみで青少年の育成を図ることに取り組んでいきます。

(1) 園、学校、家庭、地域、行政がスクラムを組んで、様々な教育活動に取り組めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
スクラムスクール運営協議会（コミュニティスクール）の推進	<ul style="list-style-type: none"> スクラムスクール運営協議会 学校支援地域本部〔地域学校協働本部〕 スクラムカレンダーの作成 シニアスクール ホームページなどによる広報活動の充実 総合教育会議・移動教育委員会の実施 	学校教育課 教育総務課 社会教育課
地域と共に取り組む防災教育	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育の推進 園・学校合同の避難訓練の実施 地域と共に考える避難訓練の実施 	学校教育課
地域の協力で取り組む小・中学校のキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育のカリキュラムづくりと計画的な実施 保護者・地域の協力を得て行うキャリア教育の充実 	学校教育課



(2) 青少年の健全育成に地域ぐるみで取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
地域で育む青少年健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市青少年健全育成会議、地区推進委員会の開催 ・サポート隊 ・こども110番の家 ・声かけ運動 ・青少年補導員活動 ・「青少年の未来をつむぐ集い」の開催 ・成人式の開催 	社会教育課
青少年の体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携体験事業「御前崎クエスト」 ・灯台村塾 ・小中高生の海外研修 	社会教育課 学校教育課 企画政策課
家庭教育につながる支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員の配置 ・家庭教育学級への支援 ・家庭教育の推進 ・スタートアップカリキュラム冊子の活用 ・情報モラル学習の推進 	社会教育課 学校教育課

2 スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、対人関係に悩む子どもたちが増えています。また、小1プロブレム、中1ギャップと言われるように、新しい環境での学習や生活への不適応が、不登校等の生徒指導上の諸問題につながる事態も少なくありません。

未来の御前崎市を担う子どもたちが、社会的・職業的に自立した人間に育つためには、社会全体で子どもたちを育てるとともに、園、小学校、中学校、高校が、「子どもたちの学びと育ち」を途切れないようにする必要があります。校種により、子どもたちの発達段階は違いますが、「御前崎市の子どもの将来の姿」を描き、園、小学校、中学校、高校がそれぞれの果たす役割を認識することが大切です。

そのために、園、小学校、中学校、高校の教職員がスクラム・スクール・プランを通して、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成を目指し、子ども観や教育観の共有を図っていきます。

(1) 乳幼児教育では、生きていく力の基礎を育成します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
「遊び込む子」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的な遊びや体験を充実させる環境作り ・園の読書環境の整備 ・地域の教育力を生かした保育の推進 ・教諭・保育士対象各種研修会 ・スタートアップカリキュラム冊子の活用 ・園職員の確保 	学校教育課
家庭と共に歩む子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の推進 ・地域子育て支援センターの充実 	学校教育課 こども未来課
乳幼児期における個性伸長教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談、教育相談 ・個性伸長支援員の配置 ・療育機関による出前型療育の推進、すこやか相談にかわる園フォロー 	学校教育課

(2) 学校教育では、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
これからの時代に必要な資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 市独自の学力調査の実施 スクラム研究会、スクラムゼミナール スクラム全体講座、スクラム分散講座 教職員対象各研修会 外国語指導助手（ALT）及び英語活動指導員の配置 普通教室でのICT教育の促進 ICT支援員の配置 情報モラル学習の推進 エネルギー教育の推進 シニアスクール 学校における読書活動の推進 市立図書館と学校図書館との連携 小学生海洋体験活動 ・灯台村塾 	学校教育課
心と体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テストの分析と活用 人間関係プログラム学習等の推進 	学校教育課
個にきめ細かに対応する教育環境の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「しおかぜ先生」の配置 学習支援員等の配置 巡回相談、教育相談 就学支援委員会、個性伸長支援教育専門家チーム会議 適応指導教室「サンルーム」 いじめ問題対策連絡協議会 	学校教育課

(3) 充実した教育環境を整備します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
安全・安心で、これからの時代に必要な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心な教育環境の向上 浜岡中学校校舎の改築 新給食センターの建設 老朽化する学校施設・設備の適正な維持管理 太陽光発電設備の整備とエネルギー教育への活用 教育の情報化の推進 普通教室でのICT教育の促進 老朽化した情報機器の適切な更新 	教育総務課

(4) 子どもの心と体を支えるために、園・学校給食を魅力あるものにします。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
食育指導と地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食育指導の推進 地産地消の推進 「生きた教材」となる給食内容の充実 	学校給食 共同調理場
安全で安心な給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全、おいしい給食の提供 食物アレルギー食への的確な対応 衛生管理と安全管理の徹底 給食費未納防止対策 	学校給食 共同調理場 教育総務課

◆市内の幼稚園・保育所・認定こども園等

園名	所在地	電話番号
高松幼稚園	門屋2070-103	0537-86-3427
池新田幼稚園	池新田5814	0537-86-2049
認定こども園 北こども園	上朝比奈2692-12	0537-86-3234
認定こども園 さくらこども園	佐倉888-1	0537-86-3036
白羽幼稚園	白羽3520-46	0548-63-3246
認定こども園 御前崎こども園	幼児棟 乳児棟 御前崎78-27 御前崎2936-2	0548-63-2342 0548-63-2386
白羽保育園	白羽3576-1	0548-63-3023
高松保育園（私立）	門屋2070-19	0537-86-7878
やまもも保育園（私立）	池新田2451-3	(R2.4～開設)
こども発達センターみなみめばえ	新野1877-7	0537-85-1200

◆市内の小・中学校

園名	所在地	電話番号
第一小学校	池新田1520	0537-86-2052
浜岡東小学校	佐倉1403-1	0537-86-3462
浜岡北小学校	下朝比奈753	0537-86-3364
御前崎小学校	御前崎3556	0548-63-2007
白羽小学校	白羽3521-3	0548-63-2177
浜岡中学校	池新田3923-1	0537-86-3355
御前崎市牧之原市学校組合立 御前崎中学校	牧之原市新庄800-1	0548-58-0223

3 スクラムで推進する生涯学習

生涯にわたって学びを楽しむ風土を根付かせていくために、地域の特性を生かしながら、園、学校、家庭及び地域とのスクラムを重視し、様々な学びの機会を市民に提供していきます。

(1) 自立心を持った青少年の育成

①家庭の教育力支援スクラム

青少年健全育成に大きな役割を担う家庭の教育力を向上させるために、保護者等に対する学習機会や子育て情報を提供することにより家庭教育の支援をします。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
家庭教育学級への支援	家庭の教育力向上のため、園・学校と保護者が学級懇談会等の学校行事と連携して家庭教育について学ぶ場や親子ふれあいの機会を持つ活動を支援しています。 (2018年度は12学級が登録)	社会教育課
家庭教育支援員の配置	青少年の健全育成の基礎となる家庭の教育力を向上させるために、身近な地域の中で身近な人が保護者に寄り添って家庭教育の支援を行う家庭教育支援員を配置、保護者間の交流や気軽な相談の機会をつくり、保護者の不安を解消しています。昨年度から、親子に夕食を提供する「だれでも食堂『もぐもぐ』」を地区巡回で始めています。	社会教育課

②青少年健全育成のスクラム

心身ともに健全な青少年の育成に向け、地域住民による活動への参加促進とともに健全育成のための良好な社会環境整備に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
サポート隊による見守り	市民一体で、事故や犯罪・非行から子どもたちを守るため、各地区の地区センターの呼びかけに賛同した市民やPTAによって、子どもたちの安全を見守る活動を実施しています。	社会教育課
こども110番の家	緊急時の子どもたちの一時避難所及び110番通報を行える施設として、商店や一般家庭等に依頼し通学路沿線を中心に設置しています。	社会教育課
声かけ運動	「地域の青少年は地域で育てる」をコンセプトに地域の大人が様々な声かけをし、積極的にかかわることを通して、青少年の健やかな成長を支援していく県の取組に協力しています。	社会教育課

事業・取り組み名	事業内容	担当課
グッドマナー運動	市民のグッドマナーづくりを子どもたちが率先して進めています。豊かな心と思いやりのある心を育てるため、「スクラムグッドマナー運動」等地域へ貢献する活動を子どもたちの手で広げていきます。毎月10日をスクラムグッドマナーの日として、あいさつ運動を学校・地域・家庭・行政が協力して、全園・全校及び通学路において取り組んでいます。	学校教育課 社会教育課

③体験型学習機会のスクラム

青少年が集団生活への適応性や社会ルールを身につけリーダーとして成長する機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域社会との絆を深める事業を展開します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
御前崎クエスト	様々な年齢の小・中学生が集まったグループによる体験学習を毎月行うことによって、中学生はリーダーとしての自覚を養い、小学生は集団生活への適応力や社会ルールを身につけるとともに友だちづくりを行います。	社会教育課
親子工作教室	工作を通じて親子のふれあいを図ることを目的として、市内製材所、建築組合などの協力を得て実施します。夏季休業中に行う灯台村塾のメニューの一つとなっています。	社会教育課

(2) 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習基盤の充実

①生涯学習基盤のスクラム

個人の学習要求に応える環境醸成と、学習成果を社会活動や地域づくり等への活用による、学びと活動の好循環を生む、生涯学習基盤の充実を目指します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
生涯学習講座の開催	地域の特色を生かした生涯学習講座を開催します。また、御前崎の学びをまとめたパンフレットを作成し、わかりやすく情報発信し、生涯学習講座への参加者の増加と、サークル活動等の充実を図ります。	社会教育課
社会教育学級の推進	地域グループが地区センター等を拠点にして地域コミュニティの向上のため、生活課題、地域課題など様々な分野に関し学習目的を持って集い学びあう活動（青少年・女性・成人・高齢者の4分類）を支援しています。（2018年度は28団体が登録）	社会教育課

②図書館活動充実のスクラム

乳幼児期から「本に出会い、本を知り」、就学期には「本で考え、本で学び」、成人になったら「本と生き、本と伝える」ことができるよう、子どもの読書活動を支援します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
ハローブック	ブックスタートでの読み聞かせ案内をはじめ、子育て支援に関わる読書や案内を実施します	市立図書館
保育所・幼稚園での読み聞かせ	市内の保育所・幼稚園へ毎月1回程度訪問して、読み聞かせを実施します。	市立図書館
学校への読書支援	授業で使う本や朝読書用の本など学校で必要とする本の団体貸出、学校図書館司書へのサポートを実施します。希望する小学区・園へ本を持って出向き、子どもたち個人への貸出を実施します。	市立図書館

(3) 地域文化財や芸術文化の継承と推進

①文化・芸術にふれる機会のスクラム

文化協会とスクラムを組み、子どもから大人まで多くの市民が文化芸術にふれることができるよう、発表、体験の場の提供に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
文化祭の開催	芸術文化の振興を目指し、市民の交流を図るとともに広く文化の進展に寄与する場として、市文化協会と連携し、小・中学校音楽発表会、展示部門、芸能部門、お茶会、囲碁大会、将棋大会などを開催します。	社会教育課
伝統文化こども教室	文化団体と連携し、子どもから大人まで多くの市民が文化芸術にふれることができるよう、発表や体験の場の提供に努めます。また、文化芸術活動発表の場として市民会館、文化会館、丸尾記念館、清川泰次芸術館・市民ギャラリーを積極的に活用し、広く市民が参加できるよう文化施設の利用を推進します。	社会教育課

(4) 心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興

①スポーツ振興のスクラム

市民へのスポーツ推進を目的とし、各種委員と連携して、体力・年齢・目的に応じたスポーツ活動への参加機会を提供します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
ソフトバレーボール教室・ソフトバレーボール大会	市民が気軽にスポーツに親しむために、スポーツ推進委員が中心となって、軽スポーツ教室・大会（ソフトバレーボール、デカスポテニス、ファミリーバドミントン、綱引き）を開催します。	社会教育課
ファミリーバドミントン教室・ファミリーバドミントン大会		
デカスポテニス教室		
綱引き大会		
市町駅伝競走大会への参加	御前崎市代表チームを派遣するための活動を推進するとともに、長距離走の底辺拡大と振興を図ります。	社会教育課
体育協会の活動支援	体育協会で開催するマリンパークマラソン・市駅伝大会等の運営や市内スポーツ少年団等に対する活動支援を通して、市民のスポーツ人口拡大と振興を図ります。	社会教育課

②マリンスポーツ振興のスクラム

郷土の特色を生かした海洋スポーツ教室やイベントを開催し、マリンスポーツの振興と普及に努めます。また小学生の海洋体験活動事業を積極的にサポートすることで郷土の魅力を伝えます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み名	事業内容	担当課
磯の生物ウォッチング&ビーチコーミング教室の開催	磯遊びを通して御前崎の海に住む海洋生物を観察し、漂流物（石や流木、貝殻など）での創作活動及び磯鍋を楽しむ教室を開催します。	社会教育課
小学生海洋体験活動の実施	海に面した地域特性を活かし、御前崎の海への理解と海洋性スポーツの普及を目的として市内小学校を対象に海洋体験活動を実施します。	社会教育課
マリンスポーツフェスタの開催	海に面した地域特性を活かし、家族や友人で手軽に海洋性スポーツを楽しむ機会を提供することで、御前崎の海の魅力を知ってもらうイベントを開催します。	社会教育課



第7章



子どもの育ちをみんなで支える
地域づくり



第7章 子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

1 障がい児・療育施策の充実

障がいの有無にかかわらず「共生社会」を築き上げるため、幼少時から学び育つ教育に取り組み、障がいや療育に対する正しい理解と認識を深める必要があります。

また、障がい児一人ひとりが状況にあった支援を受け、社会の中で自立できるような環境の整備を充実させることにより、社会全体で障がい児の健やかな育成に取り組むことが重要です。

(1) 障がい児福祉サービスの充実

障がい児の日中活動の場の提供や日常生活に必要な支援などの福祉サービスを提供し、子どもの健全育成と療育の負担軽減を図っていますが、障がい児に対する福祉サービスのニーズは年々増加しています。

市では、障がいの特性に応じたきめ細やかな、より質の高いサービスの提供を行うため、東遠地域自立支援協議会等を通じて、福祉サービスの適正利用や必要なサービスの充足を図ります。

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童発達支援	270	302	300	310	320	330	340
保育所等訪問支援	4	0	12	12	12	12	12
放課後等デイサービス	794	960	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250

※延べ人数

(2) 相談支援事業の充実

障がいのある子どもやその家族の様々な問題やニーズについて、相談支援事業所等の専門機関と連携を取りながら、障がいに関する悩みや相談、福祉サービスの紹介や利用方法の説明など必要な支援を行います。

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害児相談支援	81	115	120	125	130	135	140
委託相談支援	98 (20)	305 (12)	200 (20)	200 (20)	200 (20)	200 (20)	200 (20)

※延べ人数、()内は実人数

(3) 療育事業

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等の健診事業や相談事業などにおいて子どもの健康状態を把握し、精神発達や言語発達の遅れが心配される子どもや、集団生活を送る上で支援が必要な子どもを対象に相談や療育教室を実施しています。療育事業では小集団活動を通して、個々の成長・発達を促す取り組みをしています。しかし、家庭状況等により支援につながらないこともあります。また、発達の問題だけでなく、精神的な問題や育児への強い不安感を抱えている保護者も増えているため、支援の方法を検討する必要があります。

支援の必要な子どもに対し、「ぼっけ」「カンガルー」「ほっとケーキ」などの療育教室や発達相談など適切な療育事業を進めるとともに、保護者の悩みに寄り添いながら、子どもの変化や成長を共有し、子育てに充実感がもてるよう支援します。

また、就学に関する課題を抱える子どもに対しての支援については、関係機関との連携をさらに密にし、適切な時期に適切な支援を受けることのできる場を確保します。

発達障がい児支援に向けて、スタッフの資質向上に継続的に取り組み、個々の実状に応じた適切な支援を行います。

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発達相談件数 (未就園児)	31	45	40	40	40	40	40
療育教室参加実人数 (未就園児)	45	43	45	45	45	45	45
発達相談件数 (就園児)	104	85	80	80	80	80	80
療育教室参加実人数 (就園児)	48	38	35	35	35	35	35
園訪問(件数)	130	60	100	100	100	100	100

(4) こども発達センターめばえ・みなみめばえ(東遠学園組合事業)

地域で支援の必要な対象者の増加に伴い、既存施設では対応しきれず待機児童が発生しています。そのため、東遠地域自立支援協議会等を通し、現状の課題について検討し、解決を図っていきます。

集団(地域の幼稚園・保育所)での育ちが必要な子どもについては、園支援や保育所等訪問支援を利用し、園とともに発達を支援していく方法を確立していくことが今後の課題です。また、市の母子保健や教育部門との連携を図り、さらに発達支援に対する理解が深まるよう体制整備をしていきます。

確保の内容	実績	見込	実施時期					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
毎日通園	64	72	72	80	88	88	88	
並行通園	60	60	62	56	56	56	36	
保育所等訪問支援	小集団療育	12	12	18	24	24	48	72
	個別	16	12	16	10	10	10	10
親子通園	65	64	64	64	64	64	96	

※掛川市、菊川市、森町の子どもを含む

※令和2年以降については、現在東遠地区発達支援システム推進委員会で検討中

(5) 年齢や発達段階に応じた専門的なサービスの提供

① ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、児童福祉法による障害児支援利用計画、障害児通所支援事業所等における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

② 障害福祉サービス等の利用の推進

障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、短期入所などの障害者総合支援法の障害福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスの適正利用を推進します。

(6) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

① 教育・保育施設における受け入れ体制の充実

新制度では、障がいのある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが求められています。

そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

② 障害児通所支援事業所等との連携強化

障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、保育所等訪問支援を活用するなど、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

③ 発達障がい児支援に向けたスタッフの資質の向上

自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がい児については、障がいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々の障がい児の実情に応じた適切な支援を行います。

2 児童虐待防止対策の推進

核家族化や若年結婚、地域との疎遠化等により、子育てに対しての不安感、負担感、孤立感を感じる母親や育児に無関心な父親が増加し、育児ノイローゼから子どもに危害を及ぼしたり、育児放棄となるケースが増えています。

御前崎市では、関係機関による連絡会を設置し、児童虐待に関する個別ケースへの対応や支援の検討、情報交換などを行い、子どもを虐待から守るよう努めています。

(1) 子どもを守るネットワークの充実

要保護児童等対策地域協議会や児童相談連絡会、学校訪問等により、現状の把握、情報の共有を図り、虐待の未然防止や、早期発見により適切なケアが行えるように取り組んでいます。

引き続き、関係機関と連携して、子どもや保護者への支援ができるよう体制の強化を図り、子どもを虐待から守っていきます。

(開催回数)

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要保護児童等対策地域協議会	2	2	2	2	2	2	2
児童相談連絡会	12	12	12	12	12	12	12

(2) 児童相談所との連携体制の強化

虐待や育児放棄の兆候を見つけた場合は、速やかに児童相談所に通報し、子どもを守るための対応に取り組んでいます。

引き続き、小中学校、保育所等の関係機関と連携を深め、虐待等の兆候がないか常に観察し、発見した場合は速やかに児童相談所に通報し、児童の虐待等の根絶を目指します。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加し、子育てに精神的・経済的負担を感じている人が多くなっています。

ひとり親家庭の個別のニーズに応え、ひとり親家庭が経済的基盤を確立するための支援や、きめ細やかな福祉サービスを展開します。

(1) 児童扶養手当の支給

婚姻解消等により母子家庭となり子を養育する母親や、父子家庭で子を養育し、かつ生計を同じくしている父親に手当を支給しています。

引き続き、ひとり親家庭等の経済的基盤を確立するため、事業を継続していきます。

(人)

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	182	180	180	180	180	180	180

(2) 母子家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の20歳未満の子とその母親または父親、両親のいない家庭の20歳未満の子が医療機関で受診した場合に、保険診療でかかった医療費の自己負担について助成しています。

引き続き、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境作りのため、事業を継続していきます。

(3) 母子福祉資金の貸付

20歳未満の子を扶養している夫のいない女子、妻のいない男子及びその扶養する20歳未満の子、または20歳未満の父母のいない子に、修学資金や就学支度資金を貸し付けしています。

引き続き、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、事業を継続していきます。

(4) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給

母子家庭の母等であって、資格取得のための養成機関で修業を開始した方に訓練促進給付金を、カリキュラムを修了した方に修了支援給付金を支給しています。

引き続き、母子家庭又は父子家庭の父の就職に有利、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、事業を継続していきます。

(5) 相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

家庭相談員や民生委員、主任児童委員などが中心となり、ひとり親家庭等の相談に応じています。

相談者に対し適切に対応するため、母子保健担当、教育委員会、児童相談所等の関係機関や主任児童委員と連携強化を図り、相談体制の充実を目指します。

さらなる相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を検討していきます。

(件)

確保の内容	実績	見込	実施時期				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談件数	3,209	3,432	3,670	3,743	3,817	3,893	3,970

(6) 自立に向けた就業支援の推進

①ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することができるよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職の支援を行います。

②ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

③生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るために、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

4 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

①両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、御前崎市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

②両立支援制度の適切な利用に向けた支援

新たにスタートする利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

③父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するために、パパママセミナーの開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

①両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、県や関係団体等とも連携して啓発活動を行います。





第8章



計画の推進体制



第8章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、地域全体で子育て支援について、自らの問題として支援の必要性を理解する必要があります。そのためには、国や県の施策・計画と連動し、家庭や地域、事業所、行政がスクラムを組み、それぞれの立場の役割を果たすことにより、総合的に施策を進めていくことが求められます。

(1) 家庭の役割

家庭は子育て・教育の基本の場であり、保護者は子どもをしつれたり、正しい生活習慣を身につけたり、子育てについての第一義的責任を有していることを十分に認識することが必要です。そして、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、家庭において、子育ての負担が偏らないよう男女が協力して子育てを進めることが重要であり、お互いに子育てについての責任を果たすという基本的認識をもち、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等と積極的に協力していくことが大切です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、核家族化など家族規模の縮小が進行する中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域全体で一体となり子育て支援に努めていくことが必要です。そのためには、地域で支え合い助け合うまちづくりを進めながら、地域の連帯意識を構築し、地域との関わりをより一層深め、子どもたちが地域で成長できる環境づくりを進めることが重要です。

地域全体が子育て中の保護者の気持ちを理解し、分かち合い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが求められています。

(3) 事業所の役割

事業所などは、子どもをもつ従業員が、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うことが求められています。特に、育児休業や短時間勤務等の両立を支援する制度の定着や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要です。また、職場においても、妊婦の健康管理や子育てを行う従業員に対する理解・協力など、さまざまな配慮が求められています。

そして、事業所などは、経営者を含めたすべての従業員が子育ての社会的意義を認識し、男性の子育てへの関わりの促進や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デー」等の取り組み、育児休業や子どもが病気の際の休暇などを男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰などへの配慮に努めることも必要です。

(4) 行政の役割

行政は、本計画の内容を、ホームページ・広報紙・アプリ等のメディアを活用し、広く市民に周知するとともに、関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における子育て支援サービスの基盤整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。

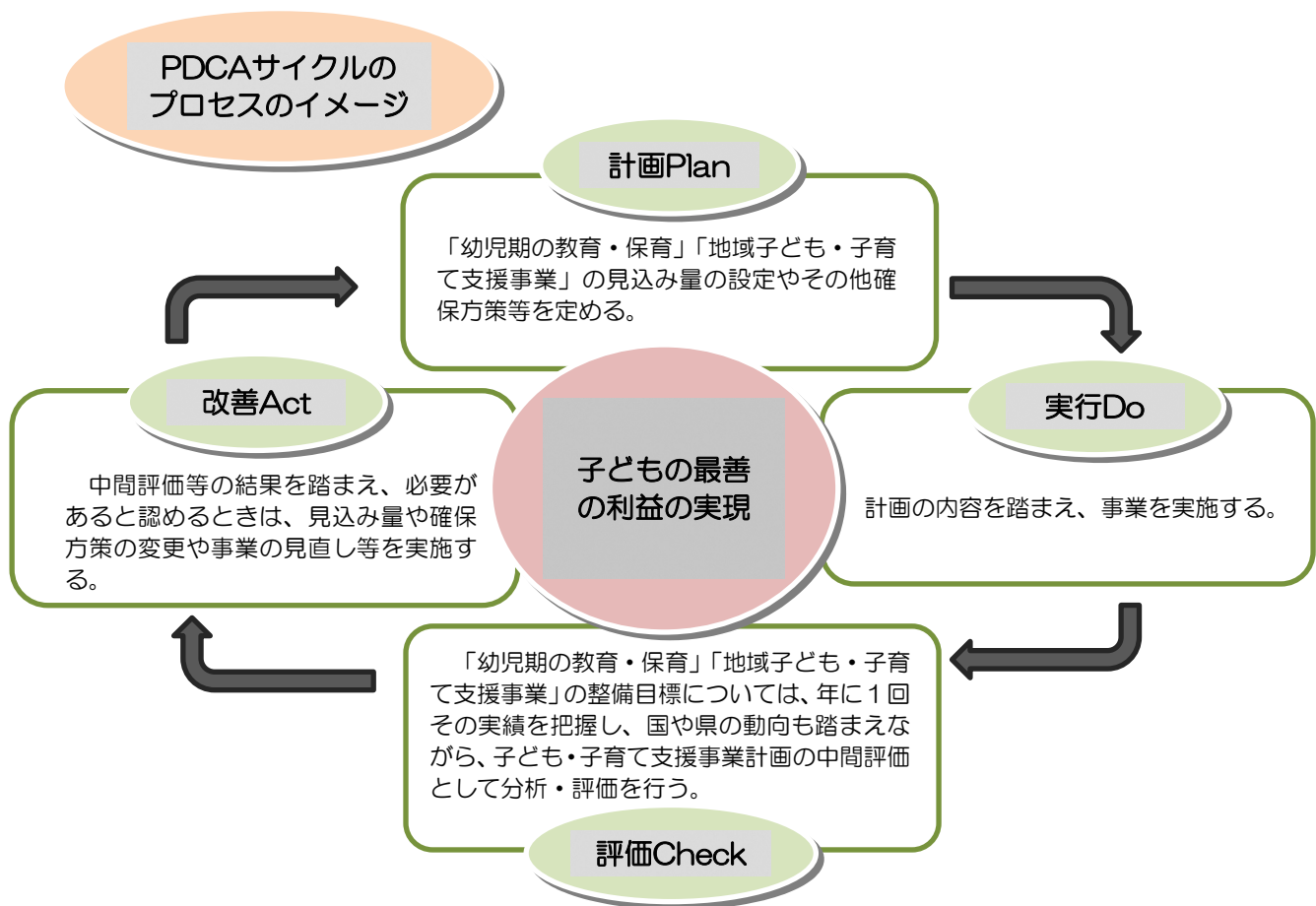
また、家庭・地域・事業所と連携して子育て支援を行うことができるよう調整するとともに、行政は、それぞれの役割を補い、子育て支援のまちづくりに取り組みます。

3 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、毎年度、計画の実施状況をPDCAサイクルのプロセスに基づき評価・検証し、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究や立ち上げなども行います。

また、計画の進行状況を定期的に「御前崎市子ども子育て会議」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



4 計画の公表

策定された計画を、ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

5 国・県との連携

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、子ども・子育て支援施策の拡充を積極的に国、県に連携していきます。



資料編



資料編

1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 御前崎市子ども子育て会議条例

(平成23年3月25日条例第8号)

改正平成23年3月24日条例第1号

(設置)

第1条子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御前崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に基づき意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に基づき意見を述べること。
- (3) 御前崎市子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に基づき意見を述べること。
- (4) 御前崎市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条子育て会議は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条子育て会議の庶務は、福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第9条この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成23月3月24日条例第 1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 御前崎市子ども子育て会議委員名簿

	氏名	所属	備考
	1 沖 晃一	浜岡第一小学校保護者	小学校保護者代表
	2 大平 和馬	高松保育園保護者	民間保育所保護者代表
	3 花城 梨紗	浜岡保育園保護者	公立保育所保護者代表
	4 齋藤 隼人	北こども園保護者	公立幼稚園保護者代表
	5 野川 裕美	TAO代表	子育てサークル代表
	6 八木 智子	みなみめばえ所長	療育機関
◎	7 増田 喜巳子	幼稚園初任者研修指導員	学識経験者
	8 高橋 利幸	静岡県こども未来課	学識経験者
	9 澤入 洋司	社会福祉協議会事務局長	放課後児童クラブ ファミリーサポートセンター
	10 渡辺 和子	主任児童委員	主任児童委員
	11 石谷 和親	白羽小学校長	小学校校長代表
	12 一色 絹江	高松保育園長	民間保育所 子育て支援センター
○	13 栗山 久子	高松幼稚園長	公立幼稚園代表
	14 横田 留美子	さくらこども園副園長	公立保育所代表

◎：会長 ○：副会長

4 用語解説

<あ行>

育児休業 (P29 P104 P111)

原則として子が1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで、申出により育児休業の取得が可能な制度です。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能なパパ休暇や、父母ともに育児休業を取得する子が1歳2か月に達するまでの間の1年間取得できるパパ・ママ育休プラスの制度もあります。取得するには、育児休業申出の直前の1年間、同じ事業主に継続して雇用されていることが条件となっています。保育園に入所できなかった場合は1年6か月まで延長でき、最終的に2歳まで延長が可能です。

育児ノイローゼ (P97)

主に子育てに対する不安や悩みなどが原因となって、出産・子育て中のお母さんが情緒不安定になったり、うつ、睡眠障害などの症状があるノイローゼを指しています。

M字カーブ (P4)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

<か行>

学習障がい (LD) (P96)

読み書き能力や計算力など算数機能に関する特異的な発達障害のひとつです。知的な遅れや視聴覚の障害がなく、教育環境も整っており、また本人の努力にも問題がないにもかかわらず、「読み書き」や「計算」など特定の領域で学習の遅れがみられる状態を指しています。

家庭福祉員 (P24)

家庭福祉員とは保育ママとも呼ばれ、自宅で主に3歳未満の幼児を預かる保育者のことです。日常生活を通して、発育や発達をサポートする“ママ”的な存在として、一人ひとりより密接に関わり、より丁寧な保育を実施することを目的に設けられています。家庭福祉員が一度に預かることができる子どもの数は3人までと定められており、補助者がいる場合は5人までとなっています。

子ども・子育て関連3法 (PP3-4)

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の3法のことです。

合計特殊出生率 (P4)

15～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

<さ行>小1の壁 (P4 P64)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になることです。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすることです。

次世代育成支援対策推進法 (PP3-4 P5)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

自閉症 (P96)

生まれつき脳の機能に何らかの障害があるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のことです。

女性人材バンク (P7 P76)

女性が各種審議会等の政策方針決定の場や講演会等における講師などに参加できる機会を増やし、その能力を発揮していただくために設置された制度です。様々な分野で活躍されている女性の情報を適切に審議会や講演会の主催者の方々に提供していきます。

<た行>待機児童 (PP3-4 P25 PP54-55 P95)

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

注意欠陥多動性しょうがい（ADHD）（P96）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害です。

特定教育・保育施設（P111 P113）

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（子ども・子育て支援法第27条）

<な行>

認可保育所（P24 P26 P30）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認証保育所（P24）

静岡県が定めた基準を充たし、設置を認証した保育施設です。

認定こども園（PP3-4 P26 P30 P44 PP49-55 P85 P103）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

<は行>

パブリック・コメント（意見公募手続）（P11）

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きです。

PDCAサイクル（P80 P105）

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

放課後児童クラブ（P4 P10 P26 P33 PP63-64 P115）

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

<や行>

要保護児童等対策地域協議会 (P9 P97)

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもやその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために設けられた機関です。

<ら行>


ライフステージ (P96)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス (P7 PP42-43 PP75-76 P104)

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すこととしています。



第2期 御前崎市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和2年3月

御前崎市健康福祉部こども未来課

住所 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地

TEL 0537-85-1120 FAX 0537-85-6636





**第2期 御前崎市
子ども・子育て支援事業計画**

発行：令和2年3月

編集：御前崎市 健康福祉部 こども未来課

〒437-1692 御前崎市池新田5585番地

TEL 0537-85-1120 FAX 0537-85-6636